

審査事務規程の一部改正について（第 11 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
- タイヤのラベリング等の厚み部分については、タイヤの突出禁止規定の対象外とします。（7-26、8-26）
 - 「突入防止装置に係る協定規則（第 58 号）」の改訂に伴い、突入防止装置の取付位置及び強度に関する改正を行います。（7-34、8-34）
 - 「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号）」の技術的な要件を適用する四輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。
また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
 - 排気管について、開口方向に係る基準を廃止します。（7-60、8-60）
- ② 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化します。（4-20）
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省令第 39 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 681 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号、平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 640 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 682 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 827 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1122 号、平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 641 号）

3. 施行日

平成 29 年 6 月 22 日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次（略）			目次（略）		
第 1 章 総則			第 1 章 総則		
1-1～1-2（略）			1-1～1-2（略）		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
か	(略)	(略)	か	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>型式認証等を受けた自動車</u>	<u>次に掲げるいずれかに該当する自動車をいう。</u> ① <u>型式指定自動車</u> ② <u>共通構造部型式指定自動車</u> ③ <u>製造過程自動車</u> ④ <u>新型届出自動車</u> ⑤ <u>輸入自動車特別取扱自動車</u> ⑥ <u>型式認定自動車</u> ⑦ <u>並行輸入自動車であって、「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分されるもの</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
こ	(略)	(略)	こ	(略)	(略)
	小型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車（ロード・ヒータ、ライン・マーカ）、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車（ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車）及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ、 <u>草刈作業車、歩道等移動専用自動</u>		小型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車（ロード・ヒータ、ライン・マーカ）、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車（ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車）及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ）であって、自動車の大きさが長さ

新				旧			
			車) であって、自動車の大きさが長さ 4.70m 以下、幅 1.70m 以下、高さ 2.80m 以下のもののうち、最高速度 15km/h 以下のもの ② (略)				4.70m 以下、幅 1.70m 以下、高さ 2.80m 以下のもののうち、最高速度 15km/h 以下のもの ② (略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	し	(略)	(略)		し	(略)	(略)
		自動車の外側の表面上	自動車の全ての面（前面、後面、両側面、上面及び下面）における表面部分をいい、バンパ及び後写鏡等を含む。			(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
1-3-1 (略)				1-3-1 (略)			
1-4～1-6 (略)				1-4～1-6 (略)			
第 2 章～第 3 章 (略)				第 2 章～第 3 章 (略)			
第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法				第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			
4-1～4-3 (略)				4-1～4-3 (略)			
4-4 不適切な補修等				4-4 不適切な補修等			
(1) 第 6 章から第 8 章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。				(1) 第 6 章から第 8 章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。			
① 装置又は部品の取付け ア～エ (略)				① 装置又は部品の取付け ア～エ (略)			
オ 灯火器（7-62（8-62）から 7-91（8-91）に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）				オ 灯火器（7-62（8-62）から 7-91（8-91）に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、 <u>バンパ及び後写鏡等を含む</u> 自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）			
②～④ (略)				②～④ (略)			
(2) (略)				(2) (略)			
4-5～4-6 (略)				4-5～4-6 (略)			
4-7 審査の実施方法等				4-7 審査の実施方法等			
4-7-1 審査の実施方法				4-7-1 審査の実施方法			
(1) (略)				(1) (略)			
<u>(2) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、別に定める場合を除き、次の書面</u>				<u>(新設)</u>			

新	旧
<u>により行うものとする。</u> ① <u>当該自動車又は当該装置の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</u> ② <u>同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</u> ③ <u>自動車製作者が発行した適合証明書</u> ④ <u>協定規則に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> ⑤ <u>当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書</u> ⑥ <u>当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書</u> ⑦ <u>計算による適合説明書</u> ⑧ <u>基準適合性について判断できるその他適切な書面</u> <u>(3) ～ (4)（略）</u> 4-7-2 総合判定 (1) ～ (2)（略） (3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 <u>(4)</u>、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は 4-<u>21</u> (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ②（略） 4-7-3（略） 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1～4-8-2（略） 4-8-3 諸元の測定 (1)（略） (2) <u>次に該当する場合には、(1)にかかわらず、</u>巻尺等による<u>諸元</u>の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ① <u>(1) ①から④の自動車の諸元の測定をする場合</u> ② <u>3次元測定・画像取得装置の障害により諸元の測定を行うことができない場合</u> ③ <u>天候その他の理由により事務所等の長が3次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難と判断した場合</u> 4-9～4-16（略） 4-17 貨物自動車の審査 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る貨物自動車の審査にあつては、次により取扱うものとする。 4-17-1 用途の判定 用途区分通達によるほか、次によるものとする。 (1)（略） (2) 乗用自動車（<u>車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。</u>）として認証を受けた<u>四輪以上の指定自動車等及び該当する指定自動車等と「同一」又は「類似」に区分される並行輸入自動車</u>の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。	<u>(2) ～ (3)（略）</u> 4-7-2 総合判定 (1) ～ (2)（略） (3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 <u>(3)</u>、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は 4-<u>20</u> (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ②（略） 4-7-3（略） 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1～4-8-2（略） 4-8-3 諸元の測定 (1)（略） (2) <u>(1) ①から④の自動車を審査する場合及び 3 次元測定・画像取得装置の障害により諸元の測定を行うことができない場合は、</u>巻尺等による測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 4-9～4-16（略） 4-17 貨物自動車の審査 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る貨物自動車の審査にあつては、次により取扱うものとする。 4-17-1 用途の判定 用途区分通達によるほか、次によるものとする。 (1)（略） (2) 乗用自動車等として<u>型式認証等</u>を受けた自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

新	旧
ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.（2）を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③（略） （3）（略） 4-17-2 制動装置の規定の適用 乗用自動車（<u>車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。</u>）として認証を受けた<u>四輪以上の指定自動車等及び該当する指定自動車等と「同一」又は「類似」に区分される並行輸入自動車</u>（乗車定員10人未満（平成15年12月31日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員11人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量3.5t以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、7-15の規定にかかわらず、7-16の規定を適用することができる。 ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5の規定は適用できないものとする。 ①～②（略） 4-18～4-19（略） 4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 <u>乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表等において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。</u> <u>（1）次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。</u> ① 7-16-2-3（1）又は7-15-2-3（2）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</u> ② 7-22-1-2（3）、7-24-1-2（2）、7-25-1-2（2）①から⑤まで、7-27-1（1）、7-28-1（1）、7-29-1（1）及び7-30-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、</u>	ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.（2）を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③（略） （3）（略） 4-17-2 制動装置の規定の適用 乗用自動車等として<u>型式認証等</u>を受けた自動車（乗車定員10人未満（平成15年12月31日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員11人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量3.5t以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、7-15の規定にかかわらず、7-16の規定を適用することができる。 ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5の規定は適用できないものとする。 ①～②（略） 4-18～4-19（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</u> <u>(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。</u> <u>① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</u> <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するものの</u> <u>ア 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</u> <u>イ 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、(7) から (エ) までのいずれかを満たすもの</u> <u>(7) $6.43(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$</u> <u>(イ) $70(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(\text{kg})}$</u> <u>(ウ) $5.0(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$</u> <u>(エ) $36.72(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(\text{kg})}$</u> <u>注 1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表等に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。</u> <u>注 2 霊柩車の場合には、「受検車両の車両総重量」に 100kg を加算して計算すること。</u> <u>注 3 (7) 及び (イ) の計算式は、諸元表等に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。</u> <u>注 4 (ウ) 及び (エ) の計算式は、諸元表等に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。</u> <u>ウ UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-11 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り離し）」「常温時制動試験」の積載状態」及び「タイプ I 試験「フェード試験」」の基準に適合することが、(7) 又は (イ) により確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。）</u> <u>(7) 当該自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</u> <u>(イ) 制動装置について同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</u>	

新	旧
<u>② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</u> <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの</u> <u>ア それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</u> 4-21 軌陸車等の架装の仕様の確認 (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-21において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。 この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 (2) ～ (3) (略) 4-22～4-25 (略) 第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2 (略) 5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1～5-3-8 (略) 5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量 (1) ～ (3) (略) (4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04-<u>S12</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S12</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあつては、乗車定員は「<u>大人定員＋小人定員/1.5</u>」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（大人定員×55kg＋小人定員×55kg÷1.5 により得た重量。1kg 未満は切り捨てる。）の総和とする。 (5) ～ (12) (略) 5-3-10～5-3-14 (略) 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中	4-20 軌陸車等の架装の仕様の確認 (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-20において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。 この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 (2) ～ (3) (略) 4-21～4-24 (略) 第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2 (略) 5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1～5-3-8 (略) 5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量 (1) ～ (3) (略) (4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04-<u>S11</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S11</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあつては、乗車定員は「<u>大人定員＋小人/1.5</u>」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（大人定員×55kg＋小人定員×55kg÷1.5 により得た重量。1kg 未満は切り捨てる。）の総和とする。 (5) ～ (12) (略) 5-3-10～5-3-14 (略) 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中

新			旧		
央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。			央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。		
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 <u>※2</u> ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数（過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要） <u>※3</u> ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	(略)	20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数（過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要） ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 ※1 20-1. の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、 <u>それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。</u> <u>① 二輪自動車</u> <u>ア 騒音ラベル</u> <u>イ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表</u> <u>② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）</u> <u>ア 指定自動車等</u> <u>(7) 諸元表等</u> <u>(4) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表</u> <u>イ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>(7) 認定証</u> <u>(4) COC ペーパー（車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく㊦マーク（UN R51-03 以降のものに限る。）が確認できる場合に限る。）</u> <u>(7) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表</u> <u>※2 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応</u>			備考 ※1 20-1. の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、 <u>二輪自動車の近接排気騒音値は、騒音ラベルに記載されている騒音値とする。</u> <u>ただし、加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表に記載されている騒音値とし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備えている場合には、当該表示に記載されている騒音値とする。</u> <u>(新設)</u>		

新	旧																			
<u>じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を記載する。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>記載する回転数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車</td><td rowspan="2">最高出力時の回転数の 50% の回転数</td></tr> <tr> <td>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの</td></tr> <tr> <td>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの</td><td>3750 回転</td></tr> <tr> <td>④ ①から③まで以外の自動車</td><td>最高出力時の回転数の 75% の回転数</td></tr> <tr> <td>⑤ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から④までに定める回転数に達しないもの</td><td>原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数の 95% の回転数</td></tr> </tbody> </table> ※3 <u>絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を記載する。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>記載する回転数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの</td><td>最高出力時の回転数の 50% の回転数</td></tr> <tr> <td>② ①以外の自動車</td><td>最高出力時の回転数の 75% の回転数</td></tr> <tr> <td>③ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①又は②に定める回転数に達しないもの</td><td>原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数</td></tr> </tbody> </table> (2) ～ (5) (略) 5-3-16 (略) 5-4 審査結果等の通知 5-4-1～5-4-3 (略) 5-4-4 車両重量の測定結果の通知	区分	記載する回転数	① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50% の回転数	② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転	④ ①から③まで以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数	⑤ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から④までに定める回転数に達しないもの	原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数の 95% の回転数	区分	記載する回転数	① 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	最高出力時の回転数の 50% の回転数	② ①以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数	③ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①又は②に定める回転数に達しないもの	原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数	(新設) (2) ～ (5) (略) 5-3-16 (略) 5-4 審査結果等の通知 5-4-1～5-4-3 (略) 5-4-4 車両重量の測定結果の通知
区分	記載する回転数																			
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50% の回転数																			
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの																				
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転																			
④ ①から③まで以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数																			
⑤ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から④までに定める回転数に達しないもの	原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数の 95% の回転数																			
区分	記載する回転数																			
① 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	最高出力時の回転数の 50% の回転数																			
② ①以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数																			
③ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。）であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①又は②に定める回転数に達しないもの	原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数																			

新	旧
軌陸車等において、4-<u>21</u> (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。	軌陸車等において、4-<u>20</u> (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。
第 6 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等）	第 6 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等）
6-1 (略)	6-1 (略)
6-2 審査項目等	6-2 審査項目等
指定自動車等は、第 7 章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	指定自動車等は、第 7 章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1) ～ (10) (略)	(1) ～ (10) (略)
<u>〔細目告示第 24 条（突入防止装置）〕</u>	<u>(新設)</u>
<u>(11) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03 の 2.3. (a) 又は (b)、若しくは 7-34-1 (1) ① から③に定める基準。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</u>	
① <u>平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u>	
② <u>平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u>	
ア <u>平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u>	
イ <u>平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</u>	
<u>〔細目告示第 24 条（突入防止装置）〕</u>	<u>(新設)</u>
<u>(12) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。</u> <u>ただし、UN R58-03 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</u>	
<u>この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあっては、次の基準に適合するものであればよい。</u>	
① <u>突入防止装置の平面部から車体後面（車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方</u>	

新	旧
<u>50mm) までの水平距離は、次に掲げる基準に適合するものであればよい。</u> <u>ア 車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては試験荷重を負荷した状態で 400mm 以下</u> <u>イ 被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあっては、試験荷重を負荷しない状態で 200mm 以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で 300mm 以下</u> <u>ウ ア及びイ以外の自動車にあっては試験荷重を負荷しない状態で 300mm 以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で 400mm 以下</u> <u>② 突入防止装置の下縁の高さは、空車状態において地上 450mm 以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上 500mm 以下）となるように取付けられていること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、地上 550mm 以下であればよい。</u> <u>ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては 2,260mm）を超えるもの</u> <u>イ コンクリート・ミキサー車</u> <u>ウ ダンプ車</u> <u>エ 2 以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車</u> <u>オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車</u> <u>③ 次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</u> <u>ア 平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（イ）平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>（イ）平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</u> <u>(13) ～ (17) (略)</u> <u>[細目告示第 40 条（自動車の騒音防止装置）]</u> <u>(18) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音</u>	<u>(11) ～ (15) (略)</u> <u>[細目告示第 40 条（自動車の騒音防止装置）]</u> <u>(16) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走</u>

新

音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別			騒音の大きさ	
			定常 走行騒 音	加速 走行騒 音
<u>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
<u>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）</u>			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)

(19) (略)

[細目告示第 40 条（自動車の騒音防止装置）]

(20) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1 の 6. (6. 2. 1. 2. を除き、6. 2. 2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S1 の 6. 2. 1. 1. 及び 6. 2. 2. の規定にかかわらず、8. 1. 2. の規定に適合する構造であればよいものとする。

なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲になければならない。

ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）

① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車

② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3. 5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成

旧

行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別			騒音の大きさ	
			定常 走行騒 音	加速 走行騒 音
<u>普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)

(17) (略)

[細目告示第 40 条（自動車の騒音防止装置）]

(18) 欠番

新	旧
<u>35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u> <u>ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> <u>イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> <u>(21) ～ (33) (略)</u> [細目告示第 46 条の 2（昼間走行灯）] <u>(34) UN R87-00-S18</u>（6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に限る。）に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S18 の 7. にかかわらず 13. 2. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S18 の 6. 5.（6. 5. 2. 及び 6. 5. 3. を除く。）は適用しないこととし、6. 5. 3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 <u>(35) ～ (54) (略)</u> [細目告示第 68 条（後写鏡等）] <u>(55) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。</u> この場合において、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であつて、UN R46-04-S4 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。 [細目告示第 68 条（後写鏡等）] <u>(56) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</u> ① 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S4 の 6. 2.、6. 3. 及び 16.（16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。）に定める基準 イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S4 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準 ② 7-99-2-1（1）の自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備える後写鏡にあつては次に掲げる基準 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S4 の 6. 1.（6. 1. 1. 2.（a）、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. に限る。）は除く。）及び <u>6. 3.</u> に定める基準。	<u>(19) ～ (31) (略)</u> [細目告示第 46 条の 2（昼間走行灯）] <u>(32) UN R87-00-S17</u>（6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に限る。）に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S17 の 7. にかかわらず 13. 2. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S17 の 6. 5.（6. 5. 2. 及び 6. 5. 3. を除く。）は適用しないこととし、6. 5. 3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 <u>(33) ～ (52) (略)</u> [細目告示第 68 条（後写鏡等）] <u>(53) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。</u> この場合において、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であつて、UN R46-04-S3 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。 [細目告示第 68 条（後写鏡等）] <u>(54) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</u> ① 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S3 の 6. 2.、6. 3. 及び 16.（16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。）に定める基準 イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S3 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準 ② 7-99-2-1（1）の自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備える後写鏡にあつては次に掲げる基準 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S3 の 6. 1.（6. 1. 1. 2.（a）、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. に限る。）は除く。）及び <u>6. 3.</u> に定める基準。

新	旧
この場合において、UN R46-04-S4 の 6.1.2.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と読替えるものとする。 イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S4 の 15. に定める基準。ただし、次に掲げる補正を行うことができる。 (ア) UN R46-04-S4 の 12.1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 (イ) UN R46-04-S4 の 15.2.4.1. から 15.2.4.6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (ウ) UN R46-04-S4 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、同規則 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (エ) UN R46-04-S4 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。）は同規定の要件に適合するものとみなす。 (オ) UN R46-04-S4（15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3. に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。 ・ UN R46-04-S4 の 6.3.2. に適合するもの ・ 自動車の最外側から突出していないもの ・ 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの <u>(57) ～ (64) (略)</u> 第 7 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車） 7-1～7-4 (略) 7-5 軸重等 7-5-1 (略) 7-5-2 書面等による審査 7-5-1 (1) 及び (4) の「7-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げる全ての要件を満たす</u>牽引自動車とする。（保安基準第 4 条の 2 第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 7 条の 3 関係、細目告示第 85 条の 3 関係） <u>① 2 軸又は 3 軸（駆動軸の数が 1 であるものに限る。）であること</u> <u>② 第五輪荷重を有すること</u>	この場合において、UN R46-04-S3 の 6.1.2.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と読替えるものとする。 イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S3 の 15. に定める基準。ただし、次に掲げる補正を行うことができる。 (ア) UN R46-04-S3 の 12.1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 (イ) UN R46-04-S3 の 15.2.4.1. から 15.2.4.6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (ウ) UN R46-04-S3 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、同規則 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (エ) UN R46-04-S3 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。）は同規定の要件に適合するものとみなす。 (オ) UN R46-04-S3（15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3. に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。 ・ UN R46-04-S3 の 6.3.2. に適合するもの ・ 自動車の最外側から突出していないもの ・ 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの <u>(55) ～ (62) (略)</u> 第 7 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車） 7-1～7-4 (略) 7-5 軸重等 7-5-1 (略) 7-5-2 書面等による審査 7-5-1 (1) 及び (4) の「7-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する 2 軸の</u>牽引自動車とする。（保安基準第 4 条の 2 第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 7 条の 3 関係、細目告示第 85 条の 3 関係） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>③ 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること（3軸の牽引自動車を除く。）</u> 7-5-3～7-5-4（略） 7-5-5 従前規定の適用① 平成5年11月24日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第2条関係） 7-5-5-1（略） 7-5-5-2 書面等による審査 7-5-5-1（1）及び（4）の「7-5-5-2で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げる全ての要件を満たす</u>牽引自動車とする。 <u>① 2軸又は3軸（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること</u> <u>② 第五輪荷重を有すること</u> <u>③ 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること（3軸の牽引自動車を除く。）</u> 7-6（略） 7-7 最小回転半径 7-7-1 テスタ等による審査 （1）～（2）（略） （3）最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位はmとし、小数第1位（小数第2位切り捨て）までとする。）とする。 この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。 <u>ただし、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において算出する場合にあっては、その他適切な方法により算出した値とすることができる。</u> ①～③（略） 7-7-2～7-7-5（略） 7-8～7-11（略） 7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件（視認等による審査） （1）～（2）（略） （3）自動車（（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。 ① （1）に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-<u>S1</u> の 5. に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされている	<u>（新設）</u> 7-5-3～7-5-4（略） 7-5-5 従前規定の適用① 平成5年11月24日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第2条関係） 7-5-5-1（略） 7-5-5-2 書面等による審査 7-5-5-1（1）及び（4）の「7-5-5-2で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する2軸の</u>牽引自動車とする。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 7-6（略） 7-7 最小回転半径 7-7-1 テスタ等による審査 （1）～（2）（略） （3）最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位はmとし、小数第1位（小数第2位切り捨て）までとする。）とする。 この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。 ①～③（略） 7-7-2～7-7-5（略） 7-8～7-11（略） 7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件（視認等による審査） （1）～（2）（略） （3）自動車（（1）の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。 ① （1）に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01 の 5. に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされている

新

旧

こと。

② (略)

③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1 の 5. に適合すること。

④ (略)

表 1 (略)

表 2

識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
すれ違い用前照灯 (点灯) のテルテール	 (注 4、注 10 <u>及び注 15</u>)	—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
車幅灯の操作装置	 (注 4 <u>及び注 15</u>)	不要	—
車幅灯のテルテール (注 9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～注 17 (略)

(4) ～ (5) (略)

7-12-2～7-12-9 (略)

7-13～7-19 (略)

7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-20-1～7-20-3 (略)

7-20-4 適用関係の整理

(1) ～ (18) (略)

(19) 次に掲げる自動車については、7-20-23 (従前規定の適用⑱) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係)

① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車 (平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)) を除く。)

② 牽引自動車と車両総重量が 3.5t 以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車

こと。

② (略)

③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01 の 5. に適合すること。

④ (略)

表 1 (略)

表 2

識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
すれ違い用前照灯 (点灯) のテルテール	 (注 4 <u>及び注 10</u>)	—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
車幅灯の操作装置	 (注 4)	不要	—
車幅灯のテルテール (注 9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～注 17 (略)

(4) ～ (5) (略)

7-12-2～7-12-9 (略)

7-13～7-19 (略)

7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-20-1～7-20-3 (略)

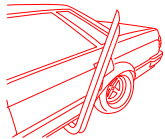
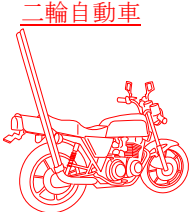
7-20-4 適用関係の整理

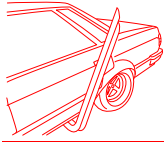
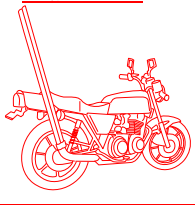
(1) ～ (18) (略)

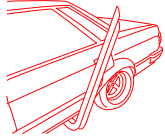
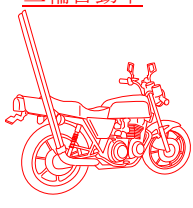
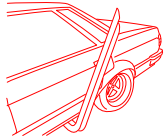
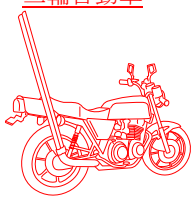
(19)

平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車 (平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)) については、7-20-23 (従前規定の適用⑱) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 4 項関係) (新設)

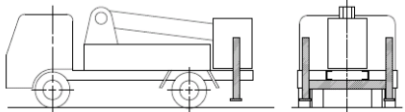
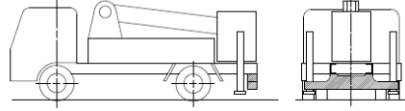
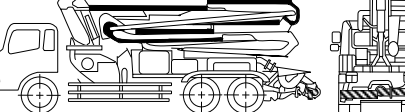
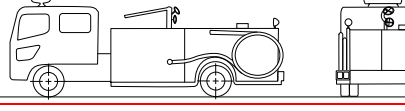
新	旧
(20) (略) 7-20-5～7-20-22 (略) 7-20-23 従前規定の適用^⑩ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第4項、第5項関係)</u> <u>①</u> 平成29年1月31日以前に製作された自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。） <u>② 牽引自動車と車両総重量が3.5t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</u> 7-20-23-1 (略) 7-20-24 (略) 7-21～7-23 (略) 7-24 高圧ガスの燃料装置 7-24-1 性能要件 7-24-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (イ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S2の7.1.1.2.に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示<u>第26条</u>に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。	(20) (略) 7-20-5～7-20-22 (略) 7-20-23 従前規定の適用^⑩ 平成29年1月31日以前に製作された自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）<u>については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第4項関係)</u> <u>(新設)</u> 7-20-23-1 (略) 7-20-24 (略) 7-21～7-23 (略) 7-24 高圧ガスの燃料装置 7-24-1 性能要件 7-24-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (イ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S2の7.1.1.2.に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示<u>第11条</u>に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

新	旧
と。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認容器則細目告示 <u>第 57 条</u> に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 7-24-1-2 (略) 7-24-2～7-24-10 (略) 7-25 (略) 7-26 車枠及び車体 7-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでない <u>こと</u>。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。 <u>なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</u> (保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 22 条第 2 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係) <u>(例)</u> <u>四輪自動車</u>  <u>二輪自動車</u>  (3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係) ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。 <u>この場合において、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であつて、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲</u>	と。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認容器則細目告示 <u>第 25 条</u> に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 7-24-1-2 (略) 7-24-2～7-24-10 (略) 7-25 (略) 7-26 車枠及び車体 7-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならぬ。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 22 条第 2 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係) <u>(新設)</u> (3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係) ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。

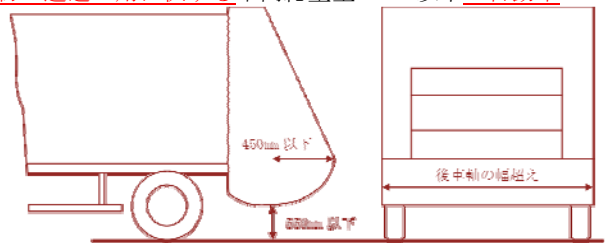
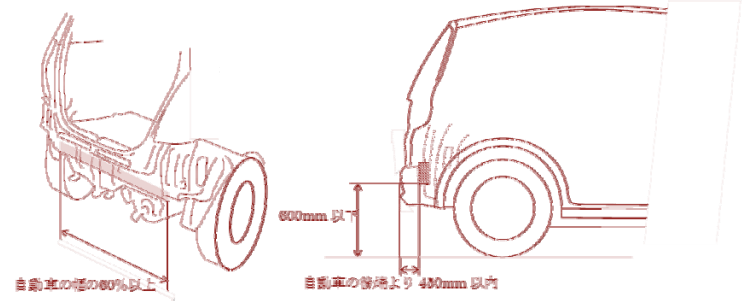
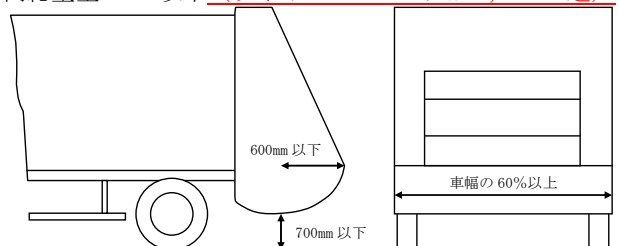
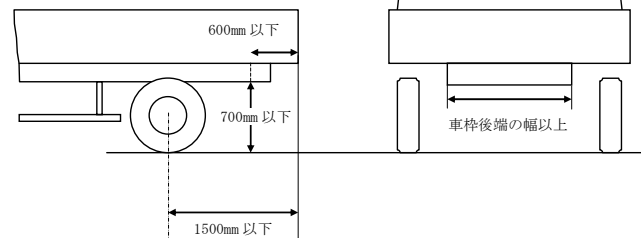
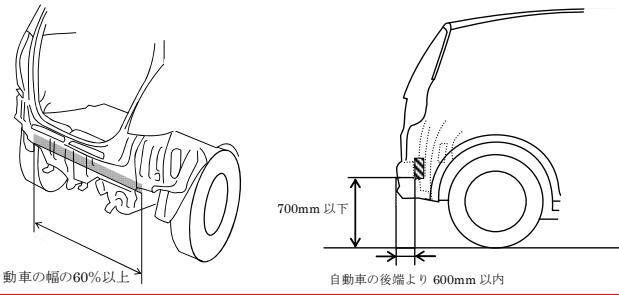
新	旧
<u>の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。</u> (参考図) (略) ②～⑤ (略) (4) ～ (6) (略) (7) 自動車 <u>(ポール・トレーラを除く。)</u> の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係) (8) ～ (9) (略) 7-26-2～7-26-4 (略) 7-26-5 従前規定の適用① 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係) 7-26-5-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 <u>なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</u> (例) 四輪自動車  二輪自動車  (3) ～ (6) (略) 7-26-6 従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(回転部分が突出する改造を行ったものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条	(参考図) (略) ②～⑤ (略) (4) ～ (6) (略) (7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係) (8) ～ (9) (略) 7-26-2～7-26-4 (略) 7-26-5 従前規定の適用① 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係) 7-26-5-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 <u>(新設)</u> (3) ～ (6) (略) 7-26-6 従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(回転部分が突出する改造を行ったものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条

新	旧
第2項第2号関係) 7-26-6-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。 <u>なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</u> <u>(例)</u> <u>四輪自動車</u>  <u>二輪自動車</u>  (3) ~ (8) (略) 7-26-7 従前規定の適用③ 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係) 7-26-7-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。 <u>なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</u> <u>(例)</u> <u>四輪自動車</u>  <u>二輪自動車</u>  (3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置	第2項第2号関係) 7-26-6-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。 <u>(新設)</u> (3) ~ (8) (略) 7-26-7 従前規定の適用③ 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係) 7-26-7-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。 <u>(新設)</u> (3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置

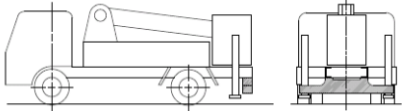
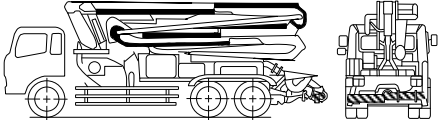
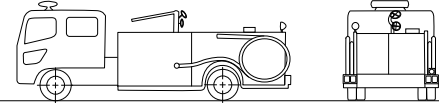
新	旧
の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 <u>この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。</u> ②～⑨（略） (4) ～ (7)（略） 7-27～7-33（略）	の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 ②～⑨（略） (4) ～ (7)（略） 7-27～7-33（略）
7-34 突入防止装置 7-34-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車<u>並びにこれらの自動車の牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、</u>カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）<u>、</u>小型特殊自動車<u>、</u>牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） <u>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面</u>その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ① 車体後面の構造部の平面部における車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが <u>120mm（車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）</u>、<u>車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車輪を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部</u>にあっては <u>100mm）以上あって、</u>その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、<u>車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の 60％以上（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）</u>であればよい。 なお、この場合における断面の高さとは、<u>車体後面</u>の構造部全体としての断面の高さをいう。	7-34 突入防止装置 7-34-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車<u>並びに</u>牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） <u>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車</u>にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが <u>100mm 以上あって、</u>その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、<u>当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。</u> なお、この場合における断面の高さとは、<u>車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入すること</u>

新	旧
また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、7-34-3（1）⑥を適用させる。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、<u>空車状態において地上 550mm（車両総重量が 8t 以下の自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものに限る。）にあつては 600mm）</u>以下であること。 ③（略） （例）（略） <u>（削除）※7-34-1（2）（例）に移動</u> <u>（削除）※7-34-1（2）（例）に移動</u> <u>（削除）※7-34-1（2）（例）に移動</u> <u>車両総重量 3.5t 超 8t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 超）</u>	<u>を突入防止装置と同程度以上に防止できる</u>構造部全体としての断面の高さをいう。 また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、7-34-3（1）②カを適用させる。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが空車状態において地上 550mm 以下であること。 ③（略） （例）（略） <u>（後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車）</u>   <u>（用途区分通達 4-1-3（1）の自動車以外の特種用途自動車であつて最大積載量が 500kg 以下の自動車）</u>  <u>（消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。））</u>  <u>（追加）</u>

新	旧
車両総重量 3.5t 超 8t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下） (2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は（1）①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が後車軸の幅を超えているものにあつては、この限りでない。 ② 構造部の平面部に隙間がある場合にあつては、その隙間の長さの合計が 200mm を超えないものであること。	（追加） (2) 車両総重量が 7t 未満の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部（（1）の例を含む。）が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の 60% 以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下であること。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上 600mm 以下の場合 イ 車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上 700mm 以下の場合

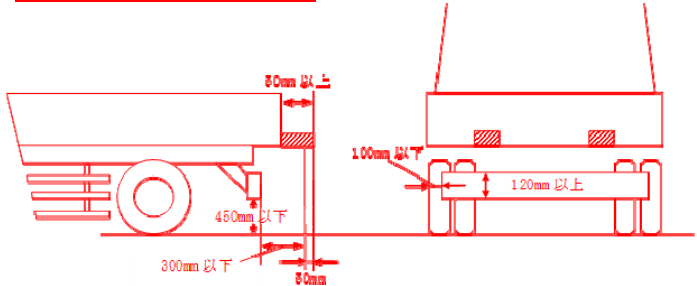
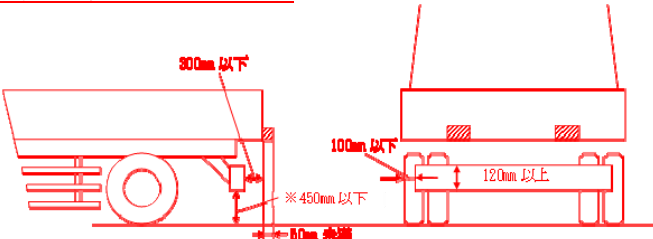
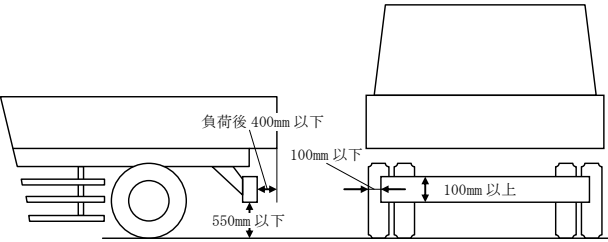
新	旧
③ <u>構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下であること。</u> ④ <u>構造部は、その平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。</u> ⑤ <u>構造部は、振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないものであること。</u> (例) <u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</u>  車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下） <u>(削除)</u>  <u>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</u>	(新設) ③ <u>車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下（車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあっては、600mm 以下。）であること。</u> (新設) (例) 車両総重量 3.5t 以下 <u>(リヤオーバーハングが 1,500mm 超)</u>  車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下）   (新設) <u>※7-34-3 (1) (例) から移動</u>

新	旧
(車両後端から 450mm 以内の位置において、車輪の最外側から内側 100mm までの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が 550mm 以下になっている。) (削除) (削除) その他の後面の構造部を有する例 (後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)	車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超) 車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下) (新設) ※7-34-1 (1) (例) から移動

新	旧
 (用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車)  (消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。）)  (3) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車の他の部分の后端との水平距離が 450mm 以下であるもの。 (4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。 ① 除雪に使用される自動車 ② 消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの	(新設) ※7-34-1 (1) (例) から移動 (新設) ※7-34-1 (1) (例) から移動 (新設) ※7-34-3 (1) ①エから移動 (新設)
7-34-2 性能要件 7-34-2-1 視認等による審査 (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係） ① 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが <u>120mm</u> (車両総重量が 8t 以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあつては 100mm) 以上であること。 ②～③ (略) 7-34-2-2 書面等による審査 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。) の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次	7-34-2 性能要件 7-34-2-1 視認等による審査 (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係） ① 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが <u>100mm</u> 以上であること。 ②～③ (略) 7-34-2-2 書面等による審査 (1) 自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。（細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係）

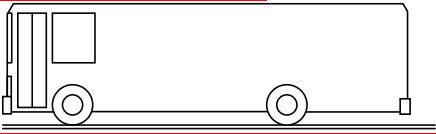
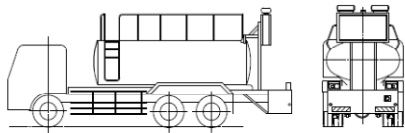
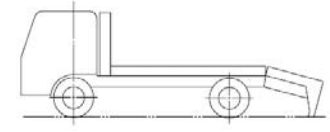
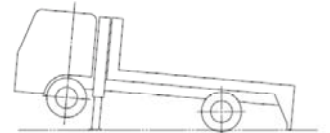
新	旧
に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係) ① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラを除く。）に備える突入防止装置は、UN R58-03 の 2.3.(a) に適合すること。 ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03 の 7.又は 25.5.から 25.9. (25.7.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。)に適合する<u>ものでなければならない。</u> (2) ～ (3) (略) 7-34-3 取付要件（視認等による審査） (1) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える</u>突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係) <u>(削除)</u> ① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 450mm 以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあつては地上 500mm 以下）となるように取付けられていること。 <u>ただし、次のいずれかに該当する自動車にあつては、地上 550mm 以下であればよい。</u> ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあつては 2,260mm）を超えるもの イ <u>コンクリート・ミキサー車</u>	① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。</u>）に備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 2.に適合すること。 ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 7.に適合するものでなければならない。 <u>ただし、突入を防止する構造装置が UN R58-02-S3 の 25. (25.6.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。)に適合する場合にあっては、この限りでない。</u> <u>この場合において、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合することが明らかである強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合するものとする。</u> (2) ～ (3) (略) 7-34-3 取付要件（視認等による審査） (1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係) ① <u>自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあつては、車両総重量が 3.5t 以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であつて、その自動車の構造上取付けることができないものにあつては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取付ければよいものとする。</u> ア 突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 <u>ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。</u>

新	旧
<u>ウ ダンプ車</u> <u>エ 2以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車</u> <u>オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車</u> ② <u>突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u> ③ <u>突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</u> ④ <u>突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上 1,500mm 以下にある車体後面（車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該附属物の後端から前方 50mm）までの水平距離が 300mm 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</u> <u>この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。</u> <u>ア 車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては 400mm 以下</u> <u>イ 被牽引自動車（コンテナを専用積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。））にあっては 200mm 以下</u> ⑤ <u>（略）</u> ⑥ <u>車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。</u> <u>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u> <u>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上でなければならない。</u> <u>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	<u>イ 構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が 200mm を超えないこと。</u> <u>ウ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</u> <u>エ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。</u> <u>ただし、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていなければならない。</u> <u>オ（略）</u> <u>（新設）※②カから移動</u> ② <u>①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ア 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</u> <u>イ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ウ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</u> <u>ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。</u> <u>エ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下</u>

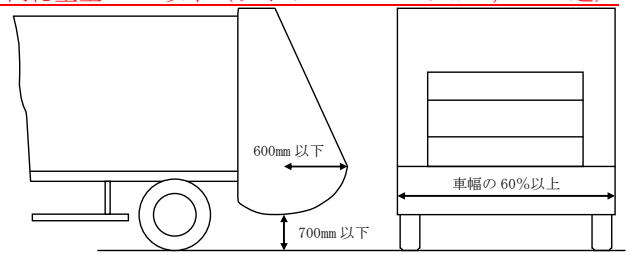
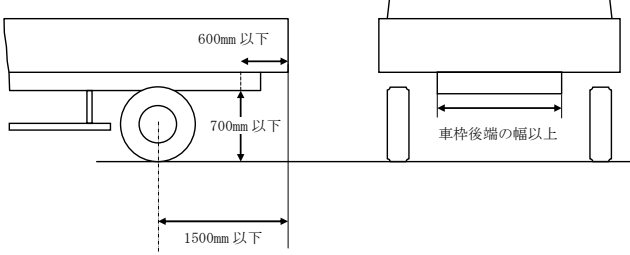
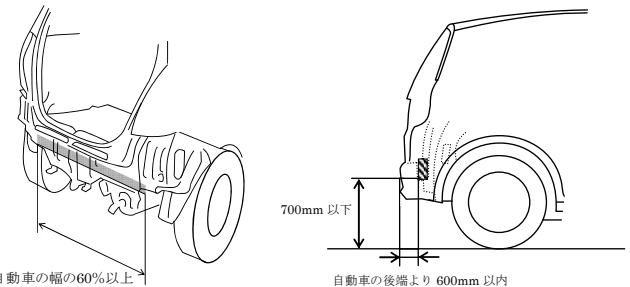
新	旧
<u>(削除)</u> ※ (1) ⑥に移動 (例) 貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>8t</u> を超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が <u>50mm 以上</u>  貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>8t</u> を超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が <u>50mm 未満</u>  貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>8t</u> 以下の自動車（指定自動車等）	<u>にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が400mm 以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</u> <u>オ</u> 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。 <u>カ</u> 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する<u>場合には、次の基準を満たすこと。</u> <u>(ア)</u> 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。 <u>(イ)</u> 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置<u>について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。</u> ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。 (例) 貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>3.5t</u> を超える自動車（指定自動車等）  <u>(新設)</u> 貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>3.5t</u> 以下の自動車

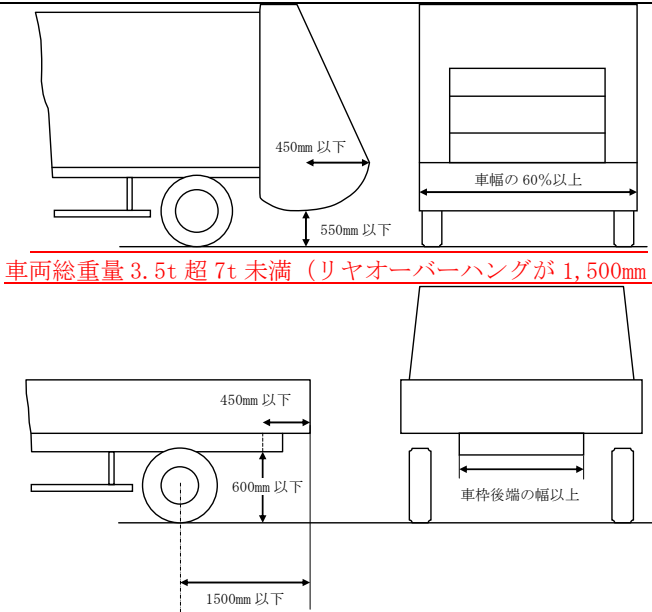
新	旧
※7-34-1 (2) (例) に移動 (2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 (削除) ① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）にあっては、UN R58-03 の 16. 又は 25. <u>1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。</u> ただし、UN R58-03 の 16. <u>4. 及び 25. 7.</u> 中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。 7-34-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) <u>(6) 次に掲げる自動車については、7-34-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</u> ① <u>平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u>	<u>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</u> <u>（車両後端から 450mm 以内の位置において、車輪の最外側から内側 100mm までの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が 550mm 以下になっている。）</u> (2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① <u>自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては 3. 5t 以下のものに限る。）にあっては、UN R58-02-S3 の 2. に定める基準。</u> ② <u>①の自動車以外の自動車にあっては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準。</u> この場合において、UN R58-02-S3 の 16. <u>3. 又は 25. 6.</u> 中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。 7-34-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>イ 平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</u> 7-34-5～7-34-9 (略) 7-34-10 従前規定の適用⑥ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)</u> ① 平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの 7-34-10-1 装備要件 <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</u> <u>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。</u> <u>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</u> ① <u>車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あつて、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。</u> <u>ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。</u> <u>なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであつて、他の自動車追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。</u> <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合</u>	7-34-5～7-34-9 (略) <u>(新設)</u>

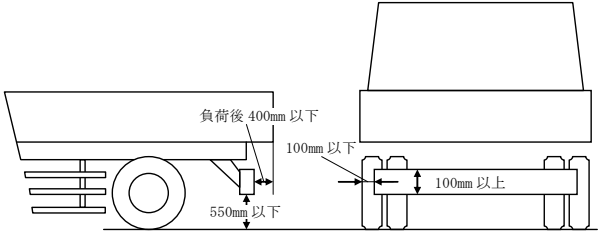
新	旧
<u>又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、7-34-10-3 (1) ②カを適用させる。</u> <u>② 車体後面の構造部における下縁の高さが空車状態において地上 550mm 以下であること。</u> <u>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。</u> <u>(例)</u> <u>モノコック構造の車体を有する自動車の例</u>  <u>セミトレーラの例</u>  <u>その他の車体後面の構造部を有する例</u> <u>(道路維持作業用自動車であつて追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車)</u>  <u>(重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>  <u>(重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>  <u>(自動車を積載する自動車であつて、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの)</u>	

新	旧
(後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車) (用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車) (消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。）) (2) 車両総重量が 7t 未満の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部（(1) の例を含む。）が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の 60% 以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下であること。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上 600mm 以下の場合 イ 車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上 700mm 以	

新	旧
<u>下の場合</u> ③ <u>車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5t以下の自動車にあっては、600mm以下。）であること。</u> <u>(例)</u> <u>車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm超）</u>  <u>車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm以下）</u>  <u>車両総重量3.5t超7t未満（リヤオーバーハングが1,500mm超）</u> 	

新	旧
 車両総重量 3.5t 超 7t 未満（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下）	
7-34-10-2 性能要件 7-34-10-2-1 視認等による審査 (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。 ② 取付けが確実であって、腐食等がなく、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。 ③ 外側端部が後方に曲がっていない、又は鋭利な突起を有しない等歩行者に接触した場合において、歩行者に傷害を与えるおそれのないものであること。 7-34-10-2-2 書面等による審査 (1) 自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。 ① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 2. に適合すること。	

新	旧
<u>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、突入を防止する構造装置が UN R58-02-S3 の 25.（25. 6. の規定中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。）に適合する場合にあっては、この限りでない。</u> <u>この場合において、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合することが明らかである強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合するものとする。</u> <u>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なう改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u> <u>④ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</u> <u>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> <u>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> <u>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> <u>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3. 2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4. 5mm 以上のものであること。</u> <u>④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> <u>⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> <u>⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> <u>(例)</u>	

新	旧
<u>オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取付けられていること。</u> <u>② ①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ア 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</u> <u>イ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ウ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</u> <u>ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。</u> <u>エ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm 以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</u> <u>オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取付けられていること。</u> <u>カ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u> <u>(ア) 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u> <u>(イ) 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。</u> <u>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。</u> <u>(例)</u> <u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（指定自動車等）</u>  <u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</u>	

新	旧
<u>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</u> <u>（車両後端から 450mm 以内の位置において、車輪の最外側から内側 100mm までの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が 550mm 以下になっている。）</u> <u>（2）突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、（1）の基準に適合するものとする。</u> <u>① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては 3.5t 以下のものに限る。）にあっては、UN R58-02-S3 の 2. に定める基準。</u> <u>② ①の自動車以外の自動車にあっては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準。</u> <u>この場合において、UN R58-02-S3 の 16. 3. 又は 25. 6. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</u> 7-35～7-36（略） 7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1（略） 7-37-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-01 の 6.3.1.2. 又は UN	7-35～7-36（略） 7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1（略） 7-37-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-01 の 6.3.1.2. 又は UN

新

R44-04-~~S12~~ の 6. 1. 6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)

(2) ～ (8) (略)

7-37-2～7-37-6 (略)

7-38 (略)

7-39 座席

7-39-1 性能要件

7-39-1-1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)

ア～ウ (略)

①～② (略)

③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。

ア～キ (略)

ク 乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものを除く。) であって車両総重量 10t を超える自動車 (横向きに備えられた座席であって UN R80-03-~~S2~~ の 7. 4. に適合するものに限る。)

④～⑤ (略)

(2) ～ (5) (略)

7-39-1-2 書面等による審査

(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧に規定する自動車の座席 (座席取付装置を含む。) は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-08-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)

ア～キ (略)

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
(略)	(略)	(略)
② 専ら乗用の用に供する乗車定員	(略)	(略)
	7-39-1-1 (1) アに規	次のいずれかに掲げる基準

旧

R44-04-~~S11~~ の 6. 1. 6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)

(2) ～ (8) (略)

7-37-2～7-37-6 (略)

7-38 (略)

7-39 座席

7-39-1 性能要件

7-39-1-1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。

この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)

ア～ウ (略)

①～② (略)

③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。

ア～キ (略)

ク 乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものを除く。) であって車両総重量 10t を超える自動車 (横向きに備えられた座席であって UN R80-03-~~S1~~ の 7. 4. に適合するものに限る。)

④～⑤ (略)

(2) ～ (5) (略)

7-39-1-2 書面等による審査

(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧に規定する自動車の座席 (座席取付装置を含む。) は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-08-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)

ア～キ (略)

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
(略)	(略)	(略)
② 専ら乗用の用に供する乗車定員	(略)	(略)
	7-39-1-1 (1) アに規	次のいずれかに掲げる基準

新			旧			
	10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	ア（略） イ UN R80-03- <u>S2</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準	10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	ア（略） イ UN R80-03- <u>S1</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準
		（略）	（略）		（略）	（略）
	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ（略） ウ UN R80-03- <u>S2</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ（略） ウ UN R80-03- <u>S1</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準
	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	UN R80-03- <u>S2</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	UN R80-03- <u>S1</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準
		（略）	（略）		（略）	（略）
	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用	（略）	（略）	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用	（略）	（略）
		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア（略） イ UN R80-03- <u>S2</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 ア（略） イ UN R80-03- <u>S1</u> の 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に定める基準

新				旧			
	する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）				する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) (略)				(2) (略)			
(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。				(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。			
① (略)				① (略)			
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3 の 5.2.4. の規定、UN R80-03- S2 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。				② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3 の 5.2.4. の規定、UN R80-03- S1 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。			
③ (略)				③ (略)			
7-39-2～7-39-12 (略)				7-39-2～7-39-12 (略)			
7-40～7-43 (略)				7-40～7-43 (略)			
7-44 年少者用補助乗車装置等				7-44 年少者用補助乗車装置等			
7-44-1 装備要件				7-44-1 装備要件			
(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、 <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> 並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。				(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。			
ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係）				ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係）			
①～③ (略)				①～③ (略)			
(2) ～ (3) (略)				(2) ～ (3) (略)			
(4) (1) に規定する自動車であつて、年少者用補助乗車装置取付具が備えられた座席を取外す改造をした自動車については、当該座席を取外した数だけ備え付けるべき年少者用補助乗車装置取付具の個数を減じることができる。（細目告示第 110 条第 1 項関係）				(4) (1) に規定する自動車（ <u>指定自動車等以外の自動車又は使用の過程にある自動車に限る。</u> ）であつて、年少者用補助乗車装置取付具が備えられた座席を取外す改造をした自動車については、当該座席を取外した数だけ備え付けるべき年少者用補助乗車装置取付具の個数を減じることができる。（細目告示第 110 条第 1 項関係）			
7-44-2 性能要件（書面等による審査）				7-44-2 性能要件（書面等による審査）			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構				(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構			

新	旧
造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01の4.、6.及び7.又はUN R44-04-<u>S12</u>の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-44-3～7-44-6 (略) 7-44-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第11項) ①～③ (略) 7-44-7-1 (略) 7-44-7-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4の4.、6.及び7.又はUN R44-04-<u>S12</u>の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-45～7-51 (略) 7-52 窓ガラス貼付物等 7-52-1 性能要件 7-52-1-1 視認等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係) ①～⑦ (略)	造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01の4.、6.及び7.又はUN R44-04-<u>S11</u>の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-44-3～7-44-6 (略) 7-44-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第11項) ①～③ (略) 7-44-7-1 (略) 7-44-7-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4の4.、6.及び7.又はUN R44-04-<u>S11</u>の4.、6.から8.まで及び15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) 7-45～7-51 (略) 7-52 窓ガラス貼付物等 7-52-1 性能要件 7-52-1-1 視認等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係) ①～⑦ (略)

新

⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

ア～ウ（略）

⑨～⑰（略）

(2) ～ (3)（略）

7-52-1-2（略）

7-52-2～7-52-5（略）

7-53 騒音防止装置

7-53-1（略）

7-53-2 性能要件

7-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）

① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
(略)		(略)
<u>三輪自動車並びにカタピラ及びそれを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
<u>三輪自動車並びにカタピラ及びそれを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)

② 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車又は使用の過程にある自

旧

⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

ア～ウ（略）

⑨～⑰（略）

(2) ～ (3)（略）

7-52-1-2（略）

7-52-2～7-52-5（略）

7-53 騒音防止装置

7-53-1（略）

7-53-2 性能要件

7-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）

① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
(略)		(略)
<u>普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)

② 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車であって次に掲げるもの

新	旧												
<u>動車</u>であつて次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア <u>次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの</u> 別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が<u>それぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値</u>を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車にあつてはイに定める基準、二輪自動車以外のものにあつてはウに定める基準を適用するものとする。 <table border="1" data-bbox="226 592 1090 1074"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 592 622 624">自動車の種別</th><th data-bbox="622 592 1090 624">騒音の大きさ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 624 622 719">乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）</td><td data-bbox="622 624 1090 719">車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの 99</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 719 622 879" rowspan="2"></td><td data-bbox="622 719 1090 815">車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの 98</td></tr> <tr> <td data-bbox="622 815 1090 879">車両総重量が 3.5t 以下のもの 97</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 879 622 943" rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）</td><td data-bbox="622 879 1090 943">車両の後部に原動機を有するもの 100</td></tr> <tr> <td data-bbox="622 943 1090 1007">車両の後部に原動機を有するものの以外のもの 96</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 1007 622 1074">小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものに限る。）</td><td data-bbox="622 1007 1090 1074">94</td></tr> </tbody> </table> イ（略） ウ <u>消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）</u> 別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。	自動車の種別	騒音の大きさ	乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの 99		車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの 98	車両総重量が 3.5t 以下のもの 97	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの 100	車両の後部に原動機を有するものの以外のもの 96	小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものに限る。）	94	（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 ア <u>二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u> 別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が <u>94dB</u> を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した場合にあつては、イに定める基準を適用するものとする。 <u>（新設）</u> イ（略） <u>（新設）</u>
自動車の種別	騒音の大きさ												
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの 99												
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの 98												
	車両総重量が 3.5t 以下のもの 97												
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの 100												
	車両の後部に原動機を有するものの以外のもの 96												
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものに限る。）	94												

新	旧
(2) ～ (3) (略) 7-53-2-2 (略) 7-53-2-3 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ① 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車に限る。)は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造であること。 ② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)は、UN 51-03-S1 の 6. (6. 2. 1. 2.、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にななければならない。 ③ (略) (2) ～ (3) (略) (4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車、使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (8) までの掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係) (5) (略) (6) 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3. 5t を超える自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器ア UN R51-03-S1 の 6. (6. 2. 1. 2. を除き、6. 2. 2. にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6. 2. 1. 1. 及び 6. 2. 2. にあっては 8. 1. 2. の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているもの	(2) ～ (3) (略) 7-53-2-2 (略) 7-53-2-3 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ① 自動車(二輪自動車を除く。)は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造であること。 <u>(新設)</u> ② (略) (2) ～ (3) (略) (4) 内燃機関を原動機とする自動車(新たに運行の用に供しようとする二輪自動車、乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3. 5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (8) までの掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係) (5) (略) (6) 欠番

新	旧
<u>と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>エ 別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S1 の 6.2.2（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20 kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u>	

新	旧
<u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(7) UN R51、70/157/EEC に基づく認定証</u> <u>・写しをもって代えることができる。</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク（UN R51-03 以降のものに限る。）</u> (7) ～ (9) (略) (10) 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、<u>(6) ②ア又は</u> (7) ②アに準じて確認するものとする。 7-53-3 (略) 7-53-4 適用関係の整理 (1) ～ (10) (略) <u>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあつては、7-53-15 (従前規定の適用Ⓐ) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)</u> <u>① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</u> <u>ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> <u>イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、</u>	(7) ～ (9) (略) (10) 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(7) ②アに準じて確認するものとする。 7-53-3 (略) 7-53-4 適用関係の整理 (1) ～ (10) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> <u>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあつては、7-53-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</u> <u>① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車</u> <u>ア 平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> <u>イ 平成 32 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 34 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> <u>(13) 次に掲げる自動車にあつては、7-53-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</u> <u>①～②（略）</u> 7-53-5～7-53-13（略） 7-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） 7-53-14-1 装備要件 7-53-17-1 に同じ。 7-53-14-2 性能要件 7-53-14-2-1 テスタ等による審査 (1)（略）	<u>(新設)</u> <u>(11) 次に掲げる自動車にあつては、7-53-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</u> <u>①～②（略）</u> 7-53-5～7-53-13（略） 7-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） 7-53-14-1 装備要件 7-53-15-1 に同じ。 7-53-14-2 性能要件 7-53-14-2-1 テスタ等による審査 (1)（略）

新	旧
(2) 7-53-17-2-1 (3) に同じ。 7-53-14-2-2 視認等による審査 7-53-17-2-2 に同じ。 7-53-14-2-3 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 7-53-17-2-3 (4) に同じ。 (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。 ① 7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。 ② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (5) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。 (6) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。 7-53-15 従前規定の適用⑩ <u>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</u> ① <u>平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u> <u>ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> <u>イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> ③ <u>平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> 7-53-15-1 装備要件 7-53-17-1 に同じ。 7-53-15-2 性能要件 7-53-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 7-53-17-2-1 (1) ①に同じ。</u> <u>(2) 7-53-17-2-1 (2) に同じ。</u>	(2) 7-53-15-2-1 (3) に同じ。 7-53-14-2-2 視認等による審査 7-53-15-2-2 に同じ。 7-53-14-2-3 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 7-53-15-2-3 (4) に同じ。 (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。 ① 7-53-15-2-3 (5) ①に同じ。 ② 7-53-15-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (5) 7-53-15-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。 (6) 7-53-15-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。 <u>(新設)</u>

新	旧
(3) 7-53-17-2-1 (3) に同じ。 7-53-15-2-2 視認等による審査 7-53-17-2-2 に同じ。 7-53-15-2-3 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 (2) 7-53-15-2-1 (1) 基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。 (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。 ① 7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。 ② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (5) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。 (6) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。 7-53-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車 ア 平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成 32 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 34 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 34 年 8 月 31 日）以前に指定を受けた型式指定自動車	(新設)

新	旧
<u>から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> 7-53-16-1 装備要件 <u>7-53-17-1 に同じ。</u> 7-53-16-2 性能要件 7-53-16-2-1 テスタ等による審査 <u>（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 7-53-17-2-1（1）①に同じ。</u> <u>（2）7-53-17-2-1（2）に同じ。</u> <u>（3）7-53-17-2-1（3）に同じ。</u> 7-53-16-2-2 視認等による審査 <u>7-53-17-2-2 に同じ。</u> 7-53-16-2-3 書面等による審査 <u>（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</u> <u>（2）7-53-16-2-1（1）の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、（1）の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u> <u>（3）新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>UN R51-03-S1 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</u> <u>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³を超え 1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S1 の 6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</u> <u>（4）内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）</u>	

新	旧
<u>に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u> <u>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。</u> ② <u>7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。</u> <u>なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。</u> <u>(6) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。</u> <u>なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。</u> <u>(7) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。</u> <u>なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。</u> 7-53-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～② (略) 7-53-17-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-<u>17</u>-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-53-17-2 性能要件 7-53-17-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3) (略) 7-53-17-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) 7-53-17-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-<u>17</u>-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (7) (略) 7-54 (略) 7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-55-1 性能要件 7-55-1-1 (略) 7-55-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。 ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあっては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自	7-53-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～② (略) 7-53-15-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-<u>15</u>-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-53-15-2 性能要件 7-53-15-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3) (略) 7-53-15-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) 7-53-15-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-<u>15</u>-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (7) (略) 7-54 (略) 7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-55-1 性能要件 7-55-1-1 (略) 7-55-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。 ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあっては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自

新

旧

動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。

①～③（略）

排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合）（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合）

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード（機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。）を用いた場合）（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード以外））（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード））（略）

(3) ～ (4)（略）

7-55-2～7-55-31（略）

7-56～7-59（略）

7-60 排気管

7-60-1 性能要件（視認等による審査）

自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 41 条第 6 項関係、細目告示第 119 条第 6 項関係）

（削除）

動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。

①～③（略）

排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合）（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び WLTC 測定モードを用いた場合）

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード（機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。）を用いた場合）（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード以外））（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード））（略）

(3) ～ (4)（略）

7-55-2～7-55-31（略）

7-56～7-59（略）

7-60 排気管

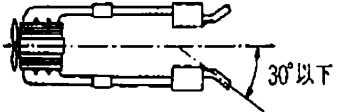
7-60-1 性能要件（視認等による審査）

自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 41 条第 6 項関係、細目告示第 119 条第 6 項関係）

① 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 119 条第 6 項第 1 号）

（参考図）

新	旧
① 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 119 条第 6 項第 1 号） ② 排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 119 条第 6 項第 2 号） ③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 119 条第 6 項第 3 号関係） ④ （略） 7-60-2～7-60-3（略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 7-61～7-89（略） 7-83 再帰反射材	② 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 119 条第 6 項第 2 号） ③ 排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 119 条第 6 項第 3 号） ④ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 119 条第 6 項第 4 号関係） ⑤ （略） 7-60-2～7-60-3（略） 7-60-4 適用関係の整理 <u>（1）昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-60-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係）</u> 7-60-5 従前規定の適用① <u>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係）</u> 7-60-5-1 性能要件（視認等による審査） <u>自動車の排気管は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 排気管は、左向きに開口していないこと。</u> <u>なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向きに 30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>（参考図）</u>  ② 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。 ③ 排気管は、車室内に配管されていないこと。 ④ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。 ⑤ 排気管の取付けが確実であり、かつ、損傷していないこと。 7-61～7-89（略） 7-83 再帰反射材

新	旧
7-83-1～7-83-2（略） 7-83-3 取付要件（視認等による審査） (1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 3 項関係） ①～⑨（略） ⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯（<u>後面の両側上部に備えるものを除く。</u>）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。 ⑪～⑬（略） (2)（略） 7-83-4～7-83-6（略） 7-84～7-86（略） 7-87 方向指示器 7-87-1～7-87-2（略） 7-87-3 取付要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係） ①～⑨（略） ⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、可能な限り<u>等間隔となる</u>ように取付けられていること。 ⑪～⑯（略） (3) ～ (4)（略） 7-87-4～7-87-16（略） 7-88～7-91（略） 7-92 その他の灯火等の制限 7-92-1 装備要件 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。	7-83-1～7-83-2（略） 7-83-3 取付要件（視認等による審査） (1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 3 項関係） ①～⑨（略） ⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。 ⑪～⑬（略） (2)（略） 7-83-4～7-83-6（略） 7-84～7-86（略） 7-87 方向指示器 7-87-1～7-87-2（略） 7-87-3 取付要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係） ①～⑨（略） ⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、<u>自動車的全長に対し</u>可能な限り<u>均等に配分される</u>ように取付けられていること。 ⑪～⑯（略） (3) ～ (4)（略） 7-87-4～7-87-16（略） 7-88～7-91（略） 7-92 その他の灯火等の制限 7-92-1 装備要件 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係） (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

新	旧
この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項） ①～④（略） ⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯 <u>及び行先等を連続表示する電光表示器</u> ⑥～⑧（略） ⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯 <u>（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</u> ⑩（略） (3) ～ (12)（略） 7-92-2～7-92-4（略） 7-92-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係） 7-92-5-1 装備要件 (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯 <u>及び行先等を連続表示する電光表示器</u> ⑤～⑥（略） ⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 <u>（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</u> ⑧（略） (3) ～ (9)（略） 7-92-6 従前規定の適用② 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係） 7-92-6-1 装備要件 (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（い	この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項） ①～④（略） ⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯 ⑥～⑧（略） ⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯 ⑩（略） (3) ～ (12)（略） 7-92-2～7-92-4（略） 7-92-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係） 7-92-5-1 装備要件 (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯 ⑤～⑥（略） ⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 ⑧（略） (3) ～ (9)（略） 7-92-6 従前規定の適用② 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係） 7-92-6-1 装備要件 (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（い

新	旧
ゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯 <u>及び行先等を連続表示する電光表示器</u> ⑤～⑥（略） ⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 <u>（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</u> ⑧（略） (3) ～ (10)（略） 7-92-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 1 項関係） 7-92-7-1 装備要件 (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯 <u>及び行先等を連続表示する電光表示器</u> ⑤～⑥（略） ⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 <u>（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</u> ⑧（略） (3) ～ (10)（略） 7-93～7-97（略） 7-98 車線逸脱警報装置 7-98-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないもの <u>及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するもの</u> にあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）	ゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯 ⑤～⑥（略） ⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 ⑧（略） (3) ～ (10)（略） 7-92-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 48 条第 1 項関係） 7-92-7-1 装備要件 (1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯 ⑤～⑥（略） ⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 ⑧（略） (3) ～ (10)（略） 7-93～7-97（略） 7-98 車線逸脱警報装置 7-98-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）

新	旧
7-98-2～7-98-6（略） 7-99 後写鏡 7-99-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-<u>S4</u> に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつてはこの限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） 7-99-2 性能要件 7-99-2-1（略） 7-99-2-2 書面等による審査 (1) 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-<u>S4</u> の 6. 2.（6. 2. 1. 3. を除く）6. 3. 及び 16.（16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6.、16. 2. 3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条第 1 項関係） (2) ～ (4)（略） 7-99-3 取付要件 7-99-3-1（略） 7-99-3-2 書面等による審査 (1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係） ①（略） ② UN R46-04-<u>S4</u> の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合すること。 (2)（略） 7-99-4～7-99-8（略） 7-100 直前及び側方の視界 7-100-1（略） 7-100-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-100-1 の鏡その他の装置は、7-100-1 の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 68 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項関係） ①～②（略）	7-98-2～7-98-6（略） 7-99 後写鏡 7-99-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-<u>S3</u> に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつてはこの限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） 7-99-2 性能要件 7-99-2-1（略） 7-99-2-2 書面等による審査 (1) 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-<u>S3</u> の 6. 2.（6. 2. 1. 3. を除く）6. 3. 及び 16.（16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6.、16. 2. 3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条第 1 項関係） (2) ～ (4)（略） 7-99-3 取付要件（視認等による審査） 7-99-3-1（略） 7-99-3-2 書面等による審査 (1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係） ①（略） ② UN R46-04-<u>S3</u> の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合すること。 (2)（略） 7-99-4～7-99-8（略） 7-100 直前及び側方の視界 7-100-1（略） 7-100-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-100-1 の鏡その他の装置は、7-100-1 の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 68 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項関係） ①～②（略）

新	旧
③ カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。 ア 運転者が①の状態画像表示装置に表示された画像により 7-100-1 に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を確認できるものであること。 イ（略） (2)（略） 7-100-3 取付要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1) 及び 7-100-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第 146 条第 11 項関係） ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの (3)（略） 7-100-4～7-100-6（略） 7-100-7 従前規定の適用③ 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 6 項関係） 7-100-7-1～7-100-7-2（略） 7-100-7-3 取付要件（視認等による審査） (1) 7-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、7-100-7-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（7-100-7-2 (2) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの。 ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。 ア（略） イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(ア) 又は (イ) に掲げるもの (ア)（略） (イ) 自動車の下面 <u>（バンパを除く。）</u> に固定された必要最小限の配線部分	③ カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。 ア 運転者が①の状態画像表示装置に表示された画像により 7-100-1 に掲げる障害物を確認できるものであること。 イ（略） (2)（略） 7-100-3 取付要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1) 及び 7-100-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第 146 条第 11 項関係） ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、<u>バンパ及び後写鏡等を含む</u>自動車の外側の表面上に確認できるもの (3)（略） 7-100-4～7-100-6（略） 7-100-7 従前規定の適用③ 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 6 項関係） 7-100-7-1～7-100-7-2（略） 7-100-7-3 取付要件（視認等による審査） (1) 7-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、7-100-7-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（7-100-7-2 (2) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、<u>バンパ及び後写鏡等を含む</u>自動車の外側の表面上に確認できるもの。 ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。 ア（略） イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(ア) 又は (イ) に掲げるもの (ア)（略） (イ) <u>バンパを除く</u>自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分

新	旧
7-101～7-113 (略) 7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係） ①～⑤ (略) ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-<u>S12</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S12</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2) (略) 7-114-2～7-114-4 (略) 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係） 7-114-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-<u>S12</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S12</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2) (略) 7-115～7-116 (略)	7-101～7-113 (略) 7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係） ①～⑤ (略) ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-<u>S11</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S11</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2) (略) 7-114-2～7-114-4 (略) 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係） 7-114-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-<u>S11</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S11</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2) (略) 7-115～7-116 (略)

新

旧

第 8 章 継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車）
8-1～8-6（略）

8-7 最小回転半径
8-7-1 テスタ等による審査
(1) ～ (2) (略)
(3) 最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位は m とし、小数第 1 位（小数第 2 位切り捨て）までとする。）とする。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。
ただし、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において算出する場合にあっては、その他適切な方法により算出した値とすることができる。
①～③（略）

8-7-2～8-7-4（略）
8-8～8-11（略）

8-12 操縦装置
8-12-1 性能要件（視認等による審査）
(1) ～ (3) (略)
表 1（略）
表 2

識別対象装置	識別表示（注 17）	照明	色
（略）	（略）	（略）	（略）
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 (注 4、注 10 <u>及び注 15</u>)	—	緑
（略）	（略）	（略）	（略）
車幅灯の操作装置	 (注 4 <u>及び注 15</u>)	不要	—
車幅灯のテルテール（注 9）		—	緑
（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～注 17（略）
(4) ～ (5) (略)

8-12-2～8-12-4（略）
8-13～8-19（略）

8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

第 8 章 継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車）
8-1～8-6（略）

8-7 最小回転半径
8-7-1 テスタ等による審査
(1) ～ (2) (略)
(3) 最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位は m とし、小数第 1 位（小数第 2 位切り捨て）までとする。）とする。
この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。

①～③（略）
8-7-2～8-7-4（略）
8-8～8-11（略）

8-12 操縦装置
8-12-1 性能要件（視認等による審査）
(1) ～ (3) (略)
表 1（略）
表 2

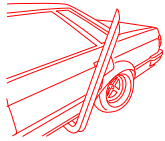
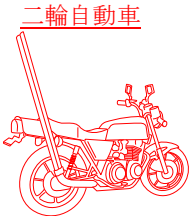
識別対象装置	識別表示（注 17）	照明	色
（略）	（略）	（略）	（略）
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 (注 4 及び注 10)	—	緑
（略）	（略）	（略）	（略）
車幅灯の操作装置	 (注 4)	不要	—
車幅灯のテルテール（注 9）		—	緑
（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～注 17（略）
(4) ～ (5) (略)

8-12-2～8-12-4（略）
8-13～8-19（略）

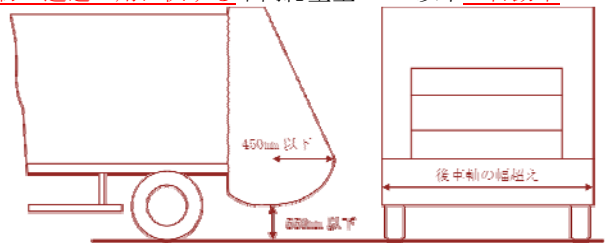
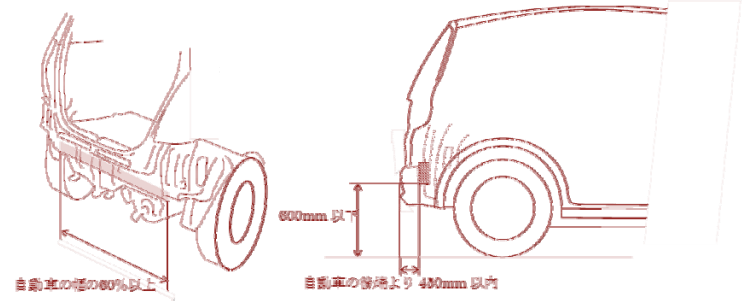
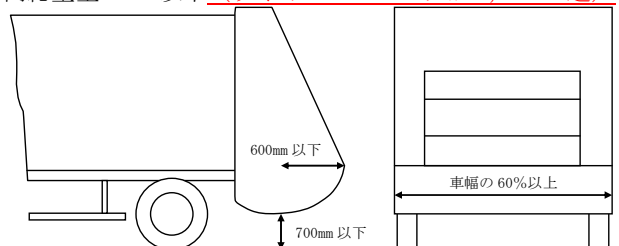
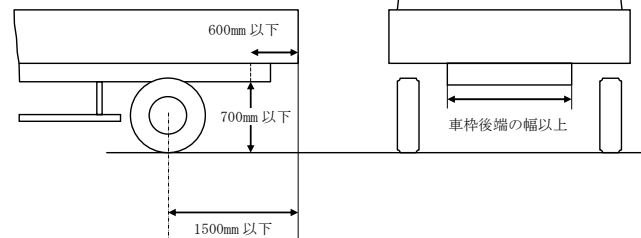
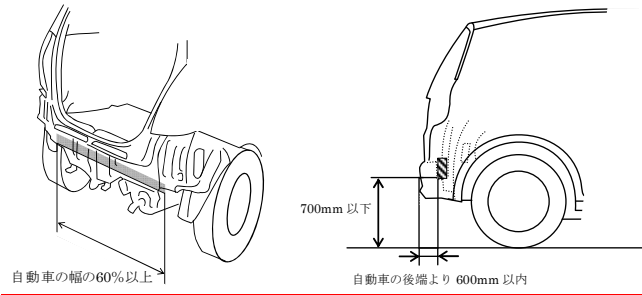
8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

新	旧
8-20-1～8-20-3 (略) 8-20-4 適用関係の整理 (1) ～ (18) (略) (19) <u>次に掲げる自動車については、8-20-23 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係)</u> ① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。） ② <u>牽引自動車と車両総重量が 3.5t 以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</u> (20) (略) 8-20-5～8-20-24 (略) 8-21～8-23 (略) 8-24 高圧ガスの燃料装置 8-24-1 性能要件 8-24-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (オ) 国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票	8-20-1～8-20-3 (略) 8-20-4 適用関係の整理 (1) ～ (18) (略) (19) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車（平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 27 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）<u>については、8-20-23 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 4 項関係)</u> <u>(新設)</u> (20) (略) 8-20-5～8-20-24 (略) 8-21～8-23 (略) 8-24 高圧ガスの燃料装置 8-24-1 性能要件 8-24-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (オ) 国際相互承認容器則細目告示第 11 条第 3 項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認容器則細目告示第 25 条に規定する容器再検査合格証票

新	旧
が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 ②～⑩（略） (5) ～ (6)（略） 8-24-1-2（略） 8-24-2～8-24-4（略） 8-25（略） 8-26 車枠及び車体 8-26-1 性能要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれの<u>ある</u>ものでない<u>こと</u>。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。 <u>なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</u>（保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 178 条第 2 項関係） <u>（例）</u> <u>四輪自動車</u>  <u>二輪自動車</u>  (3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 2 項関係） ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 <u>この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合</u>	が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 ②～⑩（略） (5) ～ (6)（略） 8-24-1-2（略） 8-24-2～8-24-4（略） 8-25（略） 8-26 車枠及び車体 8-26-1 性能要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれの<u>ない</u>もので<u>なければならない</u>。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 178 条第 2 項関係） <u>（新設）</u> (3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 2 項関係） ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの

新	旧
<u>合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。</u> (参考図) (略) ②～⑤ (略) (4) ～ (6) (略) (7) 自動車 <u>(ポール・トレーラを除く。)</u> の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 178 条第 6 項) (8) ～ (9) (略) 8-26-2～8-26-4 (略) 8-27～8-33 (略) 8-34 突入防止装置 8-34-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車<u>並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車</u>、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、<u>小型特殊自動車、牽引自動車を除く。</u>) の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係) (1) <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面</u>その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが <u>120mm (車両総重量が 8t 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。)、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部</u>にあっては 100mm) 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、<u>車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該</u>	(参考図) (略) ②～⑤ (略) (4) ～ (6) (略) (7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 178 条第 6 項) (8) ～ (9) (略) 8-26-2～8-26-4 (略) 8-27～8-33 (略) 8-34 突入防止装置 8-34-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)<u>小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。</u>) の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係) (1) <u>車両総重量が 7t 以上の自動車</u>にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが <u>100mm</u> 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、<u>当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている</u>

新	旧
車両総重量 3.5t 超 8t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下） (2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は（1）①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が後車軸の幅を超えているものにあつては、この限りでない。 ② 構造部の平面部に隙間がある場合にあつては、その隙間の長さの合計が 200mm を超えないものであること。	（追加） (2) 車両総重量が 7t 未満の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部（（1）の例を含む。）が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の 60% 以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下であること。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上 600mm 以下の場合 イ 車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上 700mm 以下の場合

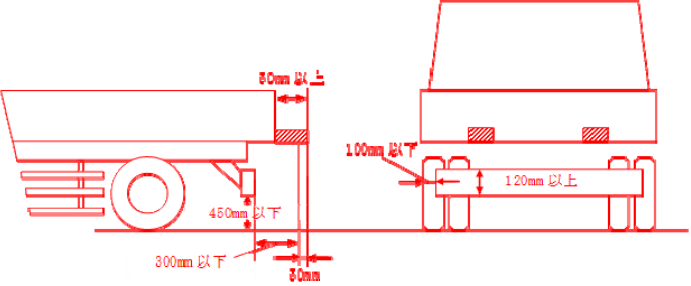
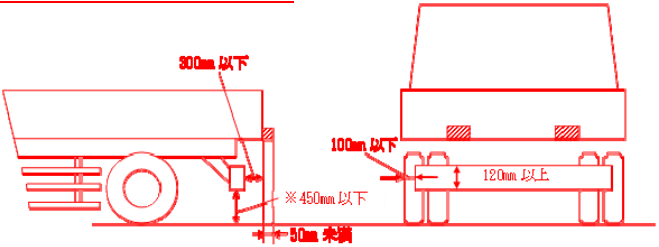
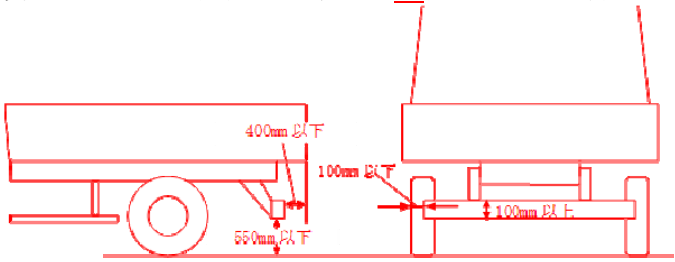
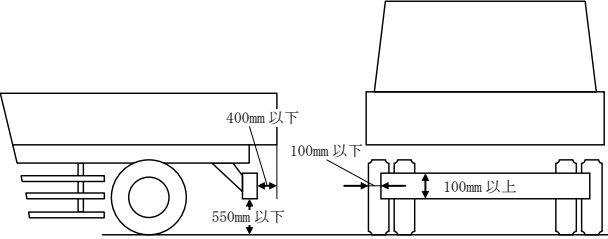
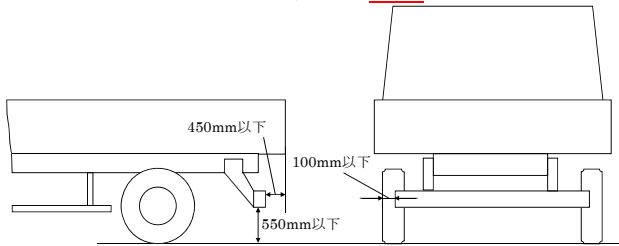
新	旧
③ <u>構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下であること。</u> ④ <u>構造部は、その平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。</u> ⑤ <u>構造部は、振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないものであること。</u> (例) <u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</u>  車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下） <u>(削除)</u>  <u>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</u>	(新設) ③ <u>車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下（車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあっては、600mm 以下。）であること。</u> (新設) (例) 車両総重量 3.5t 以下 <u>(リヤオーバーハングが 1,500mm 超)</u>  車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下）   <u>(新設) ※8-34-3 (1) (例) から移動</u>

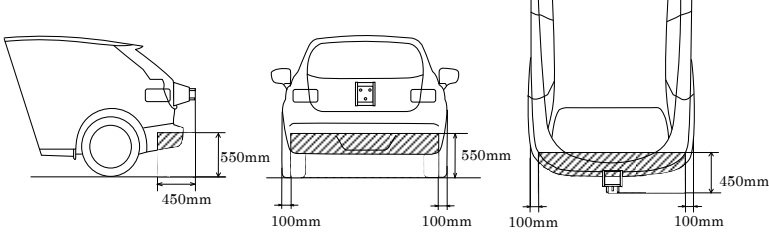
新	旧
(車両後端から 450mm 以内の位置において、車輪の最外側から内側 100mm までの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が 550mm 以下になっている。) (削除) (削除) その他の後面の構造部を有する例 (後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)	車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超) 車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下) (新設) ※8-34-1 (1) (例) から移動

新	旧
(用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車) (消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。）) (3) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であるもの。 (4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。 ① 除雪に使用される自動車 ② 消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの	(新設) ※8-34-1 (1) (例) から移動 (新設) ※8-34-1 (1) (例) から移動 (新設) ※8-34-3 (1) ①エから移動 (新設)
8-34-2 性能要件（視認等による審査） (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 180 条第 1 項関係） ① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。 ② (略) ③ ②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 120mm（車両総重量が 8t 以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあつては 100mm）以上であること。 ④～⑥ (略) (2) ～ (3) (略)	8-34-2 性能要件（視認等による審査） (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 180 条第 1 項関係） ① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあって車両総重量が 3.5t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。 ② (略) ③ ②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。 ④～⑥ (略) (2) ～ (3) (略)

新	旧
8-34-3 取付要件（視認等による審査） (1) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える</u>突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係） <u>（削除）</u> ① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 450mm 以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあっては地上 500mm 以下）となるように取付けられていること。 <u>ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、地上 550mm 以下であればよい。</u> ア <u>自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては 2,260mm）を超えるもの</u> イ <u>コンクリート・ミキサー車</u> ウ <u>ダンプ車</u> エ <u>2 以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車</u> オ <u>突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車</u> ② 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。 ③ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。 ④ 突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上 1,500mm 以下にある車体後面（車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該附属物の後端から前方 50mm）までの水平距離が 300mm 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。 <u>この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。</u> ア <u>車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては 400mm</u>	8-34-3 取付要件（視認等による審査） (1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係） ① <u>自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が 3.5t 以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取付けることができないものにあっては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取付けばよいものとする。</u> ア <u>突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。</u> <u>ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。</u> イ <u>構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が 200mm を超えないこと。</u> ウ <u>突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</u> エ <u>突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。</u> <u>ただし、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていれ</u> <u>ばよい。</u>

新	旧
<u>以下</u> <u>イ 被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。））にあつては 200mm 以下</u> <u>⑤（略）</u> <u>⑥ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であつて、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。</u> <u>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u> <u>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上でなければならない。</u> <u>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。</u> <u>⑦ 突入防止装置は、当該自動車に取付けた状態のままで、その位置を移動することができる。</u> <u>この場合において、当該突入防止装置は取付けられた位置から意図せず移動しないよう確実に取付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならないものとし、運転者席又は突入防止装置のいずれかの見やすい位置に当該突入防止装置が通常使用される位置を示す記号又はラベルが表示されていなければならない。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>※（1）⑥に移動</u>	<u>オ（略）</u> <u>（新設）※②カから移動</u> <u>（新設）</u> <u>② ①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ア 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</u> <u>イ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ウ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</u> <u>エ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm 以内であつて取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</u> <u>オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。</u> <u>カ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であつて、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u> <u>（ア）昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u> <u>（イ）昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であ</u>

新	旧
(例) 貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>8t</u> を超える自動車（指定自動車等） <u>附属物の突出量が 50mm 以上</u>  貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超える自動車（指定自動車等） <u>附属物の突出量が 50mm 未満</u>  貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>8t</u> 以下の自動車（指定自動車等）  ※8-34-1 (2) (例) に移動	<u>ること。</u> ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。 (例) 貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>3.5t</u> を超える自動車（指定自動車等）  <u>(新設)</u> 貨物の運送の用に供する車両総重量 <u>3.5t</u> 以下の自動車  <u>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</u>

新	旧
(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(削除)</u> ① 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)にあっては、UN R58-03 の 16. 又は 25. <u>1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。</u> <u>ただし、法第 75 条の 3 第 1 項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、UN R58-03 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。</u> 8-34-4 (略) 8-35～8-38 (略) 8-39 座席 8-39-1 性能要件(視認等による審査) (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 184 条第 1 項関係) ア～ウ (略) ①～② (略) ③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。 ア～キ (略) ク 乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量 10t を超える自動車(横向きに備えられた座席であって UN R80-03-<u>S2</u> の 7. 4. に適合するものに限る。)	 <u>(車両後端から 450mm 以内の位置において、車輪の最外側から内側 100mm までの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が 550mm 以下になっている。)</u> (2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① <u>自動車(貨物の運送の用に供する自動車にあっては 3. 5t 以下のものに限る。)</u>にあっては、UN R58-02-S3 の 2. に定める基準。 ② <u>①の自動車以外の自動車</u>にあっては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準。 <u>この場合において、UN R58-02-S3 の 16. 3. 又は 25. 6. 中「2m」とあるのは「1. 5m」と読み替えるものとする。</u> 8-34-4 (略) 8-35～8-38 (略) 8-39 座席 8-39-1 性能要件(視認等による審査) (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。 この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 184 条第 1 項関係) ア～ウ (略) ①～② (略) ③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。 ア～キ (略) ク 乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量 10t を超える自動車(横向きに備えられた座席であって UN R80-03-<u>S1</u> の 7. 4. に適合するものに限る。)

新	旧
④～⑤（略） (2) ～ (8)（略） 8-39-2～8-39-4（略） 8-40～8-43（略） 8-44 年少者用補助乗車装置等 8-44-1 装備要件 (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、<u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u>並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係） ①～③（略） (2) ～ (4)（略） 8-44-2～8-44-4（略） 8-45～8-51（略） 8-52 窓ガラス貼付物等 8-52-1 性能要件 8-52-1-1 視認等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1（5）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているではない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑦（略） ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ</u>、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2) ～ (3) 8-52-1-2（略）	④～⑤（略） (2) ～ (8)（略） 8-39-2～8-39-4（略） 8-40～8-43（略） 8-44 年少者用補助乗車装置等 8-44-1 装備要件 (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係） ①～③（略） (2) ～ (4)（略） 8-44-2～8-44-4（略） 8-45～8-51（略） 8-52 窓ガラス貼付物等 8-52-1 性能要件 8-52-1-1 視認等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1（5）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているではない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑦（略） ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ</u>、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2) ～ (3)（略） 8-52-1-2（略）

新

8-52-2～8-52-4（略）

8-53 騒音防止装置

8-53-1（略）

8-53-2 性能要件

8-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係）

① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
(略)		(略)
<u>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
<u>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)

② 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。

ア (略)

イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備え

旧

8-52-2～8-52-4（略）

8-53 騒音防止装置

8-53-1（略）

8-53-2 性能要件

8-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係）

① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次~~の~~表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
(略)		(略)
<u>普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)		(略)

② 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。

ア (略)

(新設)

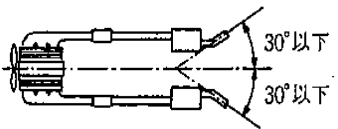
新	旧
<u>る場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。</u> (2) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる騒音防止装置 <u>(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車除く。)</u> であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) 8-53-2-2 (略) 8-53-2-3 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、<u>側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は</u>、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係) (2) (略) (3) 内燃機関を原動機とする自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4) 又は (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第 196 条第 2 項及び第 3 項関係) (4) ～ (7) (略) 8-53-3 (略) 8-53-4 適用関係の整理 (1) ～ (10) (略) <u>(11) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあっては、</u> 8-53-15 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係) ① <u>平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u> ア <u>平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> イ <u>平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> ③ <u>平成 34 年 8 月 31 日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許</u>	(2) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる騒音防止装置 <u>(二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に備えるものに限る。)</u> であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) 8-53-2-2 (略) 8-53-2-3 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、<u>二輪自動車を除き</u>、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係) (2) (略) (3) 内燃機関を原動機とする自動車(<u>乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車</u>、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4) 又は (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第 196 条第 2 項及び第 3 項関係) (4) ～ (7) (略) 8-53-3 (略) 8-53-4 適用関係の整理 (1) ～ (10) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> <u>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、8-53-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</u> <u>① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車</u> <u>ア 平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> <u>イ 平成 32 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> <u>③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> <u>(13) 次に掲げる自動車にあっては、8-53-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</u> ①～②（略） 8-53-5～8-53-13（略） 8-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） 8-53-14-1 装備要件 8-53-17-1 に同じ。 8-53-14-2 性能要件 8-53-14-2-1 テスタ等による審査 (1)（略） (2) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。 8-53-14-2-2 視認等による審査 8-53-17-2-2 に同じ。	<u>(新設)</u> <u>(11) 次に掲げる自動車にあっては、8-53-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</u> ①～②（略） 8-53-5～8-53-13（略） 8-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） 8-53-14-1 装備要件 8-53-15-1 に同じ。 8-53-14-2 性能要件 8-53-14-2-1 テスタ等による審査 (1)（略） (2) 8-53-15-2-1 (3) に同じ。 8-53-14-2-2 視認等による審査 8-53-15-2-2 に同じ。

新	旧
8-53-14-2-3 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 8-53-<u>17</u>-2-3 (3) に同じ。 (4) 8-53-<u>17</u>-2-3 (4) に同じ。 (5) 8-53-<u>17</u>-2-3 (5) に同じ。 (6) 8-53-<u>17</u>-2-3 (6) に同じ。 8-53-15 従前規定の適用⑩ <u>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</u> ① <u>平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u> ア <u>平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> イ <u>平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> ③ <u>平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> 8-53-15-1 装備要件 <u>8-53-17-1 に同じ。</u> 8-53-15-2 性能要件 8-53-15-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>①8-53-17-2-1 (1) ①に同じ。</u> <u>(2) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。</u> 8-53-15-2-2 視認等による審査 <u>8-53-17-2-2 に同じ。</u> 8-53-15-2-3 書面等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</u> <u>(2) 8-53-15-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を</u>	8-53-14-2-3 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 8-53-<u>15</u>-2-3 (3) に同じ。 (4) 8-53-<u>15</u>-2-3 (4) に同じ。 (5) 8-53-<u>15</u>-2-3 (5) に同じ。 (6) 8-53-<u>15</u>-2-3 (6) に同じ。 <u>(新設)</u>

新	旧
<u>有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u> <u>(3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。</u> <u>(4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。</u> <u>(5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。</u> <u>(6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。</u> 8-53-16 従前規定の適用⑫ <u>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</u> ① <u>平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車</u> <u>ア 平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</u> <u>イ 平成 32 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> ③ <u>平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</u> 8-53-16-1 装備要件 <u>8-53-17-1 に同じ。</u> 8-53-16-2 性能要件 8-53-16-2-1 テスタ等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>8-53-17-2-1 (1) ①に同じ。</u> (2) <u>8-53-17-2-1 (3) に同じ。</u> 8-53-16-2-2 視認等による審査 <u>8-53-17-2-2 に同じ。</u> 8-53-16-2-3 書面等による審査	<u>(新設)</u>

新	旧
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 (2) 8-53-14-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。 (4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。 (5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。 (6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。 8-53-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略） 8-53-17-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-17-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 8-53-17-2 性能要件 8-53-17-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3)（略） 8-53-17-2-2 (略) 8-53-17-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 8-53-17-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6)（略） 8-54～8-59（略） 8-60 排気管 8-60-1 性能要件（視認等による審査） 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが多く、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係） <u>(削除)</u>	8-53-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略） 8-53-15-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-15-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 8-53-15-2 性能要件 8-53-15-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3)（略） 8-53-15-2-2 (略) 8-53-15-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 8-53-15-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (6)（略） 8-54～8-59（略） 8-60 排気管 8-60-1 性能要件（視認等による審査） 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが多く、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係） <u>① 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。</u> なお、排気管の開口部であつて、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 197 条

新	旧
① 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 1 号） ② 排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 2 号） ③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 197 条第 6 項第 3 号関係） ④ （略） 8-60-2～8-60-4 （略） 8-61～8-82 （略） 8-83 再帰反射材 8-83-1～8-83-2 （略） 8-83-3 取付要件（視認等による審査） （1）再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係） ①～⑨ （略） ⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯（<u>後面の両側上部に備えるものを除く。</u>）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。 ⑪～⑬ （略） （2）（略） 8-83-4 （略） 8-84～8-86 （略） 8-87 方向指示器 8-87-1～8-87-2 （略） 8-87-2-1 視認等による審査	<u>第 6 項第 1 号）</u> <u>（参考図）</u>  ② 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 2 号） ③ 排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 3 号） ④ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 197 条第 6 項第 4 号関係） ⑤ （略） 8-60-2～8-60-4 （略） 8-61～8-82 （略） 8-83 再帰反射材 8-83-1～8-83-2 （略） 8-83-3 取付要件（視認等による審査） （1）再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係） ①～⑨ （略） ⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。 ⑪～⑬ （略） （2）（略） 8-83-4 （略） 8-84～8-86 （略） 8-87 方向指示器 8-87-1～8-87-2 （略） 8-87-2-1 視認等による審査

新	旧
8-87-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係） ①～⑨（略） ⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、可能な限り <u>等間隔となる</u> ように取付けられていること。 ⑪～⑬（略） (3) ～ (4) (略) 8-87-4 (略) 8-88～8-91 (略) 8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件 自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) (略) (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯 <u>及び行先等を連続表示する電光表示器</u> ⑥～⑧（略） ⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯 <u>（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</u> ⑩（略） (3) ～ (12) (略) 8-92-2～8-92-4 (略) 8-93～8-97 (略) 8-98 車線逸脱警報装置 8-98-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビ	8-87-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係） ①～⑨（略） ⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、 <u>自動車の全長に対し可能な限り均等に配分される</u> ように取付けられていること。 ⑪～⑬（略） (3) ～ (4) (略) 8-87-4 (略) 8-88～8-91 (略) 8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件 自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係） (1) (略) (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯 ⑥～⑧（略） ⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯 ⑩（略） (3) ～ (12) (略) 8-92-2～8-92-4 (略) 8-93～8-97 (略) 8-98 車線逸脱警報装置 8-98-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビ

新	旧
ラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 6 関係) 8-98-2～8-98-4 (略) 8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあつてはこの限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係) 8-99-2 性能要件(視認等による審査) (1) 8-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S4 (15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。) <u>の</u>規定が適用される後方等確認装置にあつては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係) ①～⑥ (略) (2) ～ (6) (略) 8-99-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-99-2 (1) の後方等確認装置は、8-99-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 224 条第 5 項第 1 号関係) ① (略) ② 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。 ただし、UN R46-04-S4 (15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。) <u>の</u>規定が適用される後方等確認装置にあつてはこの限りではない。 (2) ～ (6) (略) 8-99-4 (略)	ラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。 ただし、高速道路等において運行しないものにあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 6 関係) 8-98-2～8-98-4 (略) 8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S3 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあつてはこの限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係) 8-99-2 性能要件(視認等による審査) (1) 8-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S3 (15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。) <u>に</u>規定が適用される後方等確認装置にあつては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係) ①～⑥ (略) (2) ～ (6) (略) 8-99-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-99-2 (1) の後方等確認装置は、8-99-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 224 条第 5 項第 1 号関係) ① (略) ② 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。 ただし、UN R46-04-S3 (15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。) <u>の</u>規程が適用される後方等確認装置にあつてはこの限りではない。 (2) ～ (6) (略) 8-99-4 (略)

新	旧
8-100 直前及び側方の視界 8-100-1～8-100-2（略） 8-100-3 取付要件（視認等による審査） （1）（略） （2）取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、（1）及び8-100-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（（3）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第224条第11項関係） ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの （3）（略） 8-100-4～8-100-6（略） 8-100-7 従前規定の適用③ 平成28年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第6項関係） 8-100-7-1～8-100-7-2（略） 8-100-7-3 取付要件（視認等による審査） （1）8-100-1の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-100-7-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（8-100-7-2（2）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあつては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。） 8-101～8-113（略） 8-114 乗車定員 8-114-1 性能要件（視認等による審査） （1）自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係）	8-100 直前及び側方の視界 8-100-1～8-100-2（略） 8-100-3 取付要件（視認等による審査） （1）（略） （2）取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、（1）及び8-100-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（（3）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第224条第11項関係） ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、<u>バンパ及び後写鏡等を含む</u>自動車の外側の表面上に確認できるもの （3）（略） 8-100-4～8-100-6（略） 8-100-7 従前規定の適用③ 平成28年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第6項関係） 8-100-7-1～8-100-7-2（略） 8-100-7-3 取付要件（視認等による審査） （1）8-100-1の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-100-7-2（1）①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（8-100-7-2（2）に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、<u>バンパ及び後写鏡等を含む</u>自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあつては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。） 8-101～8-113（略） 8-114 乗車定員 8-114-1 性能要件（視認等による審査） （1）自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係）

新		旧	
①～⑤（略） ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ UN R44-04-<u>S12</u> の4.、6. から8. まで及び15. に適合するUN R44-04-<u>S12</u> の2.1.2.4.2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2)（略） 8-114-2～8-114-4（略） 8-115～8-116（略） 第9章～第11章（略） 別表1～別表2（略） 別表3（4-7 関係）		①～⑤（略） ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ（略） ウ UN R44-04-<u>S11</u> の4.、6. から8. まで及び15. に適合するUN R44-04-<u>S11</u> の2.1.2.4.2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2)（略） 8-114-2～8-114-4（略） 8-115～8-116（略） 第9章～第11章（略） 別表1～別表2（略） 別表3（4-7 関係）	
審査の実施の方法		審査の実施の方法	
検査の種別	審査の実施方法	検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1～6（略） 7 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は（9）を除く。）及び4（（5）及び（6）に限る。）の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1) 型式指定自動車 ①～③（略） ④ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの（諸元表等に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更<u>を除く。</u>） ⑤（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 ①（略） ② <u>当該自動車に係る</u>構造・装置に<u>ついて</u>変更がないもの。	新規検査又は予備検査	1～6（略） 7 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は（9）を除く。）及び4（（5）及び（6）に限る。）の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1) 型式指定自動車 ①～③（略） ④ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの（諸元表等に記載される事項に変更のない軽微な装置の<u>追加又は変更であるものについてはこれに該当する</u>） ⑤（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 ①（略） ② <u>型式指定を受けた自動車から</u>構造・装置（<u>当該型式で認証を受けた他の類別で設定のある構造・装置と同じ仕様を含む。</u>）に変更がないもの。

新		旧	
	ただし、次に掲げるものを除く。 <u>ア 同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様への変更</u> <u>イ 次に掲げる構造・装置の変更</u> <u>(a) タイヤ（タイヤのパターン違いによる仕様変更に限る。）</u> <u>(b) 燃料タンク（別添 2「新規検査等提出書面審査要領」3.に掲げる事前届出対象自動車に該当しないものに限る。）</u> <u>(削除)</u> <u>(c) 巻込防止装置</u> <u>(d) 突入防止装置</u> <u>(e) 座席及び座席ベルト（取外す場合に限る。）</u> <u>(f) 物品積載装置</u> <u>(g) 運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置</u> <u>ウ 乗車定員の減員</u> ③（略）		ただし、次に掲げる構造・装置にあつてはこの限りでない。 <u>ア タイヤ（タイヤのパターン違いによる仕様変更に限る。）</u> <u>(新設)</u> <u>イ 乗車定員（乗車定員を減らすものに限る。）</u> <u>ウ</u> 巻込防止装置 <u>エ</u> 突入防止装置 <u>(新設)</u> <u>オ</u> 物品積載装置 <u>カ</u> 運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置 <u>(新設)</u> ③（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表 4～別表 9（略） 様式 1～様式 13（略） 別添 1（略） 別添 2（4-13 関係） 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3.（略） 4. 届出書等 4. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 備考 (1) ～ (11) (12) 次に掲げる自動車にあつては、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄又は「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄にその旨を記載した場合には、添付資料のうち、附則 1 の 3. 表に掲げる「技術基準等への適合性を証する書面」を省略することができる。 ① 附則 1 の 9. 3.（2）に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、附則 1 の 3. 表に掲げる技術基準		別表 4～別表 9（略） 様式 1～様式 13（略） 別添 1（略） 別添 2（4-13 関係） 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3.（略） 4. 届出書等 4. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 備考 (1) ～ (11) (12) 次に掲げる自動車にあつては、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄又は「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄にその旨を記載した場合には、添付資料のうち、附則 1 の 3. 表に掲げる「技術基準等への適合性を証する書面」を省略することができる。 ① 附則 1 の 9. 3.（2）に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、附則 1 の 3. 表に掲げる技術基準	

新	旧
等に影響のない範囲で自動車の構造・装置の一部を変更した自動車	等に影響のない範囲で自動車の構造・装置の一部を変更 <u>又は追加を</u> した自動車
4. 2. (略)	4. 2. (略)
5. 届出書等の記載要領等	5. 届出書等の記載要領等
5. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））	5. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））
(1) ～ (9) (略)	(1) ～ (9) (略)
(10) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。	(10) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている自マーク又は®マークの表示が容易に確認できるものに変更 <u>又は追加</u> した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。
(11) ～ (15) (略)	(11) ～ (15) (略)
5. 2. ～5. 7. (略)	5. 2. ～5. 7. (略)
5. 8. 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制） 適切な書面（騒音試験の結果を表す書面等）が提示されていること。 ただし、 <u>次に掲げるものにおいては</u> 当該書面の提出を省略することができる。	5. 8. 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制） 適切な書面（騒音試験の結果を表す書面等）が提示されていること。 ただし、 <u>騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものにおいては、</u> 当該書面の提出を省略することができる。
<u>① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの</u>	<u>(新設)</u>
<u>② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</u>	<u>(新設)</u>
5. 9. ～5. 15. (略)	5. 9. ～5. 15. (略)
6. ～7. (略)	6. ～7. (略)
第 1 号様式～第 4 号様式 (略)	第 1 号様式～第 4 号様式 (略)
別紙 1 (略)	別紙 1 (略)
附則 1	附則 1
事前提出書面審査要領 (技術基準等の審査を要する自動車)	事前提出書面審査要領 (技術基準等の審査を要する自動車)
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。	3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
① (略)	① (略)
② <u>同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様への変更</u> であって、新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（8. 1. (3) ③に該当するものに限る。）以外の自動車についてはその旨が新規検査等届出書（第 1 号	② <u>当該型式で認証を受けた他の類別設定の構造・装置と同じ仕様に変更されたもの</u> であって、新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（8. 1. (3) ③に該当するものに限る。）以外の自動車についてはその旨が新規検査等届出書（第 1 号様式

新				旧			
様式（その1）の「その他」欄に記載されたもの ③～④（略）				（その1）の「その他」欄に記載されたもの ③～④（略）			
保安基準 （略）	審査事務規程 （略）	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）		保安基準 （略）	審査事務規程 （略）	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
第18条の2 巻込防止装置等	6-2（11）、 <u>6-2（12）</u> 、 <u>6-2（13）</u> 、7-34 突入防止装置	（略）		第18条の2 巻込防止装置等	6-2（11）、7-34 突入防止装置	UN R58	突入防止装置に係る協定規則（本則 7-34-2-2（3）に係る審査及び 7-34-3（2）①の自動車は除く。）
	6-2 <u>（14）</u> 、7-35 前部潜り込み防止装置	（略）			6-2 <u>（12）</u> 、7-35 前部潜り込み防止装置	細目告示別添107	前部潜り込み防止装置の技術基準
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
第21条 運転者席	6-2 <u>（15）</u> 、7-38 運転者席	（略）		第21条 運転者席	6-2 <u>（13）</u> 、7-38 運転者席	（略）	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
第22条の3 座席ベルト等	6-2 <u>（16）</u> 、6-2 <u>（17）</u> 、7-41 座席ベルト等	（略）		第22条の3 座席ベルト等	6-2 <u>（14）</u> 、6-2 <u>（15）</u> 、7-41 座席ベルト等	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
第32条 前照灯等	6-2 <u>（26）</u> 、7-62 走行用前照灯	（略）		第32条 前照灯等	6-2 <u>（24）</u> 、7-62 走行用前照灯	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
	6-2 <u>（27）</u> 、7-66 前照灯洗浄器	（略）			6-2 <u>（25）</u> 、7-66 前照灯洗浄器	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
第43条 警音器	6-2 <u>（50）</u> 、6-2 <u>（51）</u> 、7-93 警音器	（略）		第43条 警音器	6-2 <u>（48）</u> 、6-2 <u>（49）</u> 、7-93 警音器	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
第44条 後写鏡等	6-2 <u>（54）</u> 、6-2 <u>（55）</u> 、6-2 <u>（56）</u> 、7-99 後写鏡	（略）		第44条 後写鏡等	6-2 <u>（52）</u> 、6-2 <u>（53）</u> 、6-2 <u>（54）</u> 、7-99 後写鏡	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
第45条 窓ふき器等	6-2 <u>（58）</u> 、6-2 <u>（59）</u> 、6-2 <u>（60）</u> 、7-101 窓ふき器等	（略）		第45条 窓ふき器等	6-2 <u>（56）</u> 、6-2 <u>（57）</u> 、6-2 <u>（58）</u> 、7-101 窓ふき器等	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	
第46条 速度計等	6-2 <u>（61）</u> 、6-2 <u>（62）</u> 、7-102 速度計等	（略）		第46条 速度計等	6-2 <u>（59）</u> 、6-2 <u>（60）</u> 、7-102 速度計等	（略）	
	（略）	（略）			（略）	（略）	

新				旧			
第 48 条の 2 運行記録計	6-2 (63)、7-105 運行記録計	(略)		第 48 条の 2 運行記録計	6-2 (61)、7-105 運行記録計	(略)	
第 48 条の 3 速度表示装置	6-2 (64)、7-106 速度表示装置	(略)		第 48 条の 3 速度表示装置	6-2 (62)、7-106 速度表示装置	(略)	
注) (略)				注) (略)			
4. 届出書等				4. 届出書等			
4.1. (略)				4.1. (略)			
4.2. 届出書等の提出方法				4.2. 届出書等の提出方法			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」3. (2) の代表届出自動車に係る届出については、代表車 1 台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。 この場合において、次の①から⑤までの全てに該当する自動車が存在する場合には、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。 「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表等を追加添付すること。				(2) 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」3. (2) の代表届出自動車に係る届出については、代表車 1 台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。 この場合において、次のいずれにも該当する専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車であって、技術基準等の適合性審査に係る自動車の構造・装置について同一内容であると判断できる自動車が他の型式にある場合には、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に当該届出自動車の型式を記載し、型式の相違の理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表等を追加添付するものとする。			
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車				① 他の自動車の型式が、自動車型式認証実施要領附則 1 別表第 1 の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ			
② 技術基準等の適合性審査に係る構造・装置が同一				② 改造自動車審査結果通知書等を <u>用いる</u> 自動車でないもの			
③ 代表届出自動車との型式の相違理由は、自動車型式認証実施要領附則 1 別表第 1 の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ				③ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表等以外の添付書面に相違がないもの			
④ 改造自動車審査結果通知書等を <u>用いない</u> 自動車				(3) ～ (4) (略)			
⑤ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表等以外の添付書面に相違がないもの				5. ～ 7. (略)			
(3) ～ (4) (略)				8. 届出書等の記載要領等			
5. ～ 7. (略)				8.1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））			
8. 届出書等の記載要領等				(1) ～ (9) (略)			
8.1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））				(10) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⒺマーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。			
(1) ～ (9) (略)				(11) ～ (15) (略)			
(10) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⒺマーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。				8.2. ～ 8.7. (略)			
(11) ～ (15) (略)				8.8. 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）			
8.2. ～ 8.7. (略)							
8.8. 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）							

新	旧
適切な書面（騒音試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。 ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u>当該書面の提出を省略することができる。 ① <u>騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であつて、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの</u> ② <u>新規検査等届出書（第1号様式（その1））「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</u> ③ <u>別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（2）の代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載したもの</u> 8.9. ～8.15.（略） 9.～11.（略） 第1号様式～第7号様式（略） 別紙1（略） 附則2 事前提出書面審査要領 （特定の牽引自動車及び被牽引自動車） 1.～2.（略） 3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 ただし、本則 4-14（2）に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。 （1）～（2）（略） （3）<u>次に掲げる全ての要件を満たす</u>牽引自動車 ① <u>2軸又は3軸（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること</u> ② <u>前軸重が10t以下であること</u> ③ <u>後軸重が10t超11.5t以下であること</u> ④ <u>第五輪荷重を有すること</u> ⑤ <u>細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること（3軸の牽引自動車を除く。）</u> 4. 届出書等	適切な書面（騒音試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。 ただし、<u>騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であつて、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものにあつては、</u>当該書面の提出を省略することができる。 また、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（2）の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合に<u>あつては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、</u>当該書面の提出を省略することができる。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 8.9. ～8.15.（略） 9.～11.（略） 第1号様式～第7号様式（略） 別紙1（略） 附則2 事前提出書面審査要領 （特定の牽引自動車及び被牽引自動車） 1.～2.（略） 3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 ただし、本則 4-14（2）に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。 （1）～（2）（略） （3）<u>細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する2軸の牽引自動車であつて、前軸重が10t以下、かつ、後軸重が10t超11.5t以下のもの</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 4. 届出書等

新	旧
4.1. (略) 4.2. 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「<u>その他</u>」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 <u>この場合において、4.1.における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</u> (2)～(3) (略) 5.～7. (略) 8. 届出書等の記載要領等 8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1)) (1)～(11) (略) (12) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている自マーク又は㊥マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。 (13) (略) <u>(削除)</u> <u>(14)～(15) (略)</u> <u>(16)</u> (4) から <u>(14)</u> までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。 8.2. ～8.7. (略) 8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制) 適切な書面(騒音試験の結果を表す書面等)が提示されていること。 ただし、<u>次に掲げるものにおいては当該書面の提出を省略することができる。</u> <u>① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの</u> <u>② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</u> 8.9. ～8.15. (略) 9.～11. (略) 第1号様式～第7-3号様式 (略) 別紙1 (略)	4.1. (略) 4.2. 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 (2)～(3) (略) 5.～7. (略) 8. 届出書等の記載要領等 8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1)) (1)～(11) (略) (12) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている自マーク又は㊥マークの表示が容易に確認できるものに変更 <u>又は追加</u>した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。 (13) (略) <u>(14) 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</u> <u>(15)～(16) (略)</u> <u>(17)</u> (4) から <u>(15)</u> までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。 8.2. ～8.7. (略) 8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制) 適切な書面(騒音試験の結果を表す書面等)が提示されていること。 ただし、<u>騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものにおいては、当該書面の提出を省略することができる。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 8.9. ～8.15. (略) 9.～11. (略) 第1号様式～第7-3号様式 (略) 別紙1 (略)

新	旧
別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領 1. ～5. (略) 6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 6. 1. (略) 6. 2. 並行輸入自動車届出書 (第 1 号様式) 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6. 2. 1. ～6. 2. 3. (略) 6. 2. 4. 「車体の形状」欄 (1) (略) (2) 「その他」に区分される並行輸入自動車にあっては、本則 5-3-8 の規定に基づき記載されていること。 なお、用途区分通達に<u>おける</u>乗用自動車等<u>に</u>分類される四輪以上の自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。 ①～② (略) (参考図) (略) 6. 2. 5. ～6. 2. 11. (略) 6. 3. ～6. 9. (略) 6. 10. 騒音規制への適合性に関する書面等 平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車<u>及び平成 34 年 9 月 1 日以降 (技術的 最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 9 月 1 日以降) の 自動車</u>について適用する。 <u>ただし、6. 2. 9. (2) の旨が記載されている場合にあっては、この限りではない。</u> (1) 次に掲げるいずれかにより、本則 7-53-2-3 (1) <u>①又は②</u> (本則 7-53-<u>17</u>-2-3 (1) ②) の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。 ①～④ (略) ⑤ UN R41 <u>又は UN R51</u> に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。 ・ UN R41-04 <u>又は UN R51-03</u> 以降のものに限る。 ⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 <u>又は UN R51</u> に基づくⒺマークを撮影した写真等 ・ UN R41-04 <u>又は UN R51-03</u> 以降のものに限る。 (2) 当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真等が添付されていること。 <u>(二輪自動車に限る。)</u> (3) ～ (8) (略) 6. 11. (略) 6. 12. 技術基準等への適合性を証する書面	別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領 1. ～5. (略) 6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 6. 1. (略) 6. 2. 並行輸入自動車届出書 (第 1 号様式) 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6. 2. 1. ～6. 2. 3. (略) 6. 2. 4. 「車体の形状」欄 (1) (略) (2) 「その他」に区分される並行輸入自動車にあっては、本則 5-3-8 の規定に基づき記載されていること。 なお、用途区分通達に<u>おいて</u>乗用自動車等<u>と</u>分類される四輪以上の自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。 ①～② (略) (参考図) (略) 6. 2. 5. ～6. 2. 11. (略) 6. 3. ～6. 9. (略) 6. 10. 騒音規制への適合性に関する書面等 平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車について適用する。 (1) 次に掲げるいずれかにより、本則 7-53-2-3 (1) ② (本則 7-53-<u>15</u>-2-3 (1) ②) の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。 ①～④ (略) ⑤ UN R41 に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。 ・ UN R41-04 以降のものに限る。 ⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマークを撮影した写真等 ・ UN R41-04 以降のものに限る。 (2) 当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真等が添付されていること。 (3) ～ (8) (略) 6. 11. (略) 6. 12. 技術基準等への適合性を証する書面

新	旧
6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) ～ (2) (略) (3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、別表第 1 の「技術基準等への適合性を証する書面に<u>に代えることができる</u>」欄に掲げる場合であって、次に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る (1) の書面<u>に代える</u>ことができる。 ①～⑥ (略) (4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等に係る (1) の書面<u>に代える</u>ことができる。 ①～④ (略) 6.12.2. ～6.12.3. (略) 6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 (1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 (4) (本則 7-53-<u>17</u>-2-3 (5)) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあっては、6.12.1. (3) に準じた書面等であること。 (2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 <u>(6) ②ウ又は</u> (7) ②ウ (本則 7-53-<u>17</u>-2-3 (5) ②ウ) の規定に該当する場合には、(1) に加え、本則 7-53-2-3 <u>(6) ②ウ又は</u> (7) ②ウ (本則 7-53-<u>17</u>-2-3 (5) ②ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 (3) ～ (6) (略) 6.14. ～6.16. (略) 7. (略) 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 8.1. (略) 8.2. 騒音規制への適合性 本則 7-53-2-3 (1) ② (本則 7-53-<u>17</u>-2-3 (1) ②) の規定によるほか、6.10. の書面等との一致が確認できなければならない。 8.3. ～8.4. (略) 8.5. 技術基準等への適合性 (1) 技術基準等への適合性を証する書面に<u>に代えて</u>いる場合であって、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。 ①～② (略) (2) (略)	6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) ～ (2) (略) (3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、別表第 1 の「技術基準等への適合性を証する書面<u>を省略</u>できる場合」欄に掲げる場合であって、次に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る (1) の書面<u>を省略する</u>ことができる。 ①～⑥ (略) (4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等に係る (1) の書面<u>を省略する</u>ことができる。 ①～④ (略) 6.12.2. ～6.12.3. (略) 6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 (1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 (4) (本則 7-53-<u>15</u>-2-3 (5)) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあっては、6.12.1. (3) に準じた書面等であること。 (2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 (7) ②ウ (本則 7-53-<u>15</u>-2-3 (5) ②ウ) の規定に該当する場合には、(1) に加え、本則 7-53-2-3 (7) ②ウ (本則 7-53-<u>15</u>-2-3 (5) ②ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 (3) ～ (6) (略) 6.14. ～6.16. (略) 7. (略) 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 8.1. (略) 8.2. 騒音規制への適合性 本則 7-53-2-3 (1) ② (本則 7-53-<u>15</u>-2-3 (1) ②) の規定によるほか、6.10. の書面等との一致が確認できなければならない。 8.3. ～8.4. (略) 8.5. 技術基準等への適合性 (1) 技術基準等への適合性を証する書面<u>を省略して</u>いる場合であって、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。 ①～② (略) (2) (略) 8.6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性

新

8. 6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性
本則 7-53-2-3 (4) (本則 7-53-17-2-3 (5)) の規定によるほか、6. 13. の書面等との一致が確認できなければならない。
なお、本則 7-53-2-3 (6) ②ウ又は (7) ②ウ (本則 7-53-17-2-3 (5) ②ウ) の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあっては、確認を省略してもよい。
8. 7. ～8. 9. (略)
9. (略)

別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)

(略)	技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第 2～別表第 3 (略)
第 1 号様式～第 17 号様式 (略)

第 18 号様式 (別添 3 の 7. 1. 参考)

技術基準適合性審査表		
(略)	技術基準への適合性の審査	
(略)	(略)	技術基準への適合性を証する書面に代えることができる場合
(略)	(略)	(略)

別添 4 (略)

別添 5 (4-24 関係)

出張検査実施要領 以下 (略)

別添 6 (4-25 関係)

街頭検査等実施要領 以下 (略)

別添 7～別添 12 (略)

別添 13 (7-62、8-62 他関係)

灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1. ～2. (略)
3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

旧

本則 7-53-2-3 (4) (本則 7-53-15-2-3 (5)) の規定によるほか、6. 13. の書面等との一致が確認できなければならない。
なお、本則 7-53-2-3 (7) ②ウ (本則 7-53-15-2-3 (5) ②ウ) の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあっては、確認を省略してもよい。
8. 7. ～8. 9. (略)
9. (略)

別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)

(略)	技術基準等への適合性を証する書面を省略できる場合	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第 2～別表第 3 (略)
第 1 号様式～第 17 号様式 (略)

第 18 号様式 (別添 3 の 7. 1. 参考)

技術基準適合性審査表		
(略)	技術基準への適合性の審査	
(略)	(略)	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合
(略)	(略)	(略)

別添 4 (略)

別添 5 (4-23 関係)

出張検査実施要領 以下 (略)

別添 6 (4-24 関係)

街頭検査等実施要領 以下 (略)

別添 7～別添 12 (略)

別添 13 (7-62、8-62 他関係)

灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1. ～2. (略)
3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

新	旧
3. 1. (略) 3. 2. 灯火等の個数の取扱方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。 3. 2. 1. 前照灯等の個数 灯火器の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部雾灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。 ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあつては6-2 <u>(26)</u>、前部雾灯にあつては6-2 <u>(29)</u>、側方照射灯にあつては6-2 <u>(30)</u> をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。 (1) ～ (2) (略) 3. 2. 2. ～3. 2. 4. (略) 3. 3. ～3. 5. (略) 別添 14～別添 15 (略) 附則（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号） 1. ～7. (略) 8. 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車であつて、<u>平成 23 年 4 月 1 日以降に</u>当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-16 の規定は適用しないことができる。 なお、「平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。 ①～③ (略) 9. 平成 23 年 12 月 31 日以前に交付された改造自動車審査結果通知書等であつて、当該通知書等の指示事項欄に現車審査の際に原本を提示する旨の記載がないものについては、当該通知書等の写しの提示により審査することができる。 10. 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車であつて、<u>平成 26 年 10 月 1 日以降に</u>当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-17 の規定は適用しないことができる。 なお、「平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。 ①～③ (略) 11. (略) 12. 平成 27 年 5 月 1 日以降に新たに運行の用に供しようとする自動車であつて、平成 27 年 4 月 30 日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるものについては、4-13 の規定は適用しないことができる。 (略) 附則（平成 28 年 12 月 22 日規程第 75 号） 1. (略)	3. 1. (略) 3. 2. 灯火等の個数の取扱方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。 3. 2. 1. 前照灯等の個数 灯火器の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部雾灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。 ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であつて、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあつては6-2 <u>(22)</u>、前部雾灯にあつては6-2 <u>(25)</u>、側方照射灯にあつては6-2 <u>(26)</u> をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。 (1) ～ (2) (略) 3. 2. 2. ～3. 2. 4. (略) 3. 3. ～3. 5. (略) 別添 14～別添 15 (略) 附則（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号） 1. ～7. (略) 8. 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車であつて、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-16 の規定にかかわらず、<u>なお従前の例による</u>ことができる。 なお、「平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。 ①～③ (略) 9. 平成 23 年 12 月 31 日以前に交付された改造自動車審査結果通知書等であつて、当該通知書等の指示事項欄に現車審査の際に原本を提示する旨の記載がないものについては、当該通知書等の写しの提示により審査することができる <u>ものとする</u>。 10. 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車であつて、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-17 の規定にかかわらず、<u>なお従前の例による</u>ことができる。 なお、「平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。 ①～③ (略) 11. (略) 12. 平成 27 年 5 月 1 日以降に新たに運行の用に供しようとする自動車であつて、平成 27 年 4 月 30 日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるものについては、4-13 の規定にかかわらず、<u>なお従前の例による</u>ことができる。 (略) 附則（平成 28 年 12 月 22 日規程第 75 号） 1. (略)

新	旧
2. 様式 7 による自動車検査票 1 及び様式 8 による自動車検査票 2 については、<u>この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式 7 による自動車検査票 1 及び様式 8 による自動車検査票 2 とする</u>ことができる。 以下（略）	2. <u>現存する改正前の</u>様式 7 による自動車検査票 1 及び様式 8 による自動車検査票 2 については、<u>本規程にかかわらず、なお従前の例による</u>ことができる。 以下（略）

附則（平成 29 年 6 月 22 日規程第 4 号）

1. この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。
2. 平成 29 年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、4-20 の規定は適用しないことができる。
3. 平成 29 年 9 月 30 日以前に既に登録を受けている自動車であって、平成 29 年 10 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-20 の規定は適用しないことができる。

なお、「平成 29 年 9 月 30 日以前に既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。

 - ① 平成 29 年 9 月 30 日において使用の過程にある自動車
 - ② 平成 29 年 9 月 30 日以前に使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 平成 29 年 9 月 30 日以前に交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車